

かごしまの食，農業及び農村に関する
年次報告書

令和4年9月

鹿児島県

はじめに

本県の農業は、温暖な気候や、南北6百キロメートルに及ぶ広大な県土などを生かして、黒毛和牛や黒豚、お茶、さつまいもなど、多様な農畜産物が生産され、日本の食料供給基地として重要な役割を果たしております。

しかし一方では、世界的な物流の混乱やロシアによるウクライナ侵攻、円安等による燃油・肥料・飼料などの生産資材の高騰により、農業生産の現場では、多くの生産者が厳しい状況に直面しております。

このような中、本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくため、県では、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、担い手となる大規模経営体や後継者の確保・育成、6次産業化による付加価値向上、積極的なトップセールスを通じたブランド化推進・販路拡大、農畜産物の輸出拡大、アンテナショップやウェブサイトを活用した情報発信など、生産・加工・流通・消費に至る施策を一体的に展開しております。

本年度の「かごしまの食、農業及び農村に関する年次報告書」では、以上のような観点から、直近1年間の「食、農業及び農村の動向」並びに令和3年度の「食、農業及び農村の振興に関する施策及びその成果」を取りまとめました。

本報告書が、本県の食、農業及び農村に対する皆様の理解を深めていただく一助となれば幸いです。

この報告は、かごしま食と農の県民条例第19条の規定に基づくものである。

かごしま食と農の県民条例（抄）

（施策の実施状況の報告等）

第19条 知事は、毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。

目 次

第1 かごしまの食，農業及び農村の動向

1	県産農畜産物の輸出拡大について	1
2	県産農畜産物の高付加価値化の取組について	6
3	野生鳥獣による農作物被害の防止対策について	14
4	スマート農業の推進について	16
5	サツマイモ基腐病対策について	18
6	担い手の確保・育成について	22
7	家畜防疫対策について	26
8	第12回全国和牛能力共進会に向けた取組について	30
9	生産資材価格高騰への対応について	35
10	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（特土法）」の 延長について	40

第2 かごしまの食，農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果

1	県民の農業及び農村に対する理解促進	42
2	食及び農業生産の動向	42
3	食育及び地産地消	44
4	安全で安心な農畜産物の安定供給	45
5	担い手確保・育成	47
6	農地利用，基盤整備	50
7	生産振興，販売・流通等	53
8	生産性向上	65
9	農業災害防止等	68
10	農村振興	69
11	農畜産業における新型コロナウイルス感染症の 影響と対応について	71
	[参考資料] 主要指標統計資料	73

第1 かがしまの食，農業及び農村の動向

※ 本県農政の重要な施策や当該年次の特徴的な事項など，令和3年度を中心に，直近（令和4年8月）までの主な動きをまとめたものです。

1 県産農畜産物の輸出拡大について

県では、国際的な経済連携協定等によるグローバル市場の出現を新たなビジネスチャンスと捉え、県産農林水産物の更なる輸出拡大に向けた指針となる「県農林水産物輸出促進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を平成30年3月に策定し、戦略的な取組を進めながら輸出拡大を図っています。

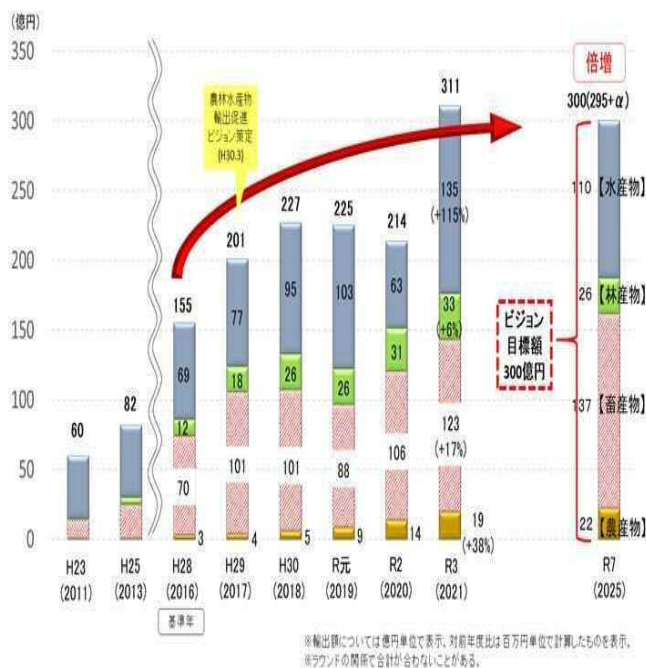
（1）輸出の現状と課題

ア 国の状況

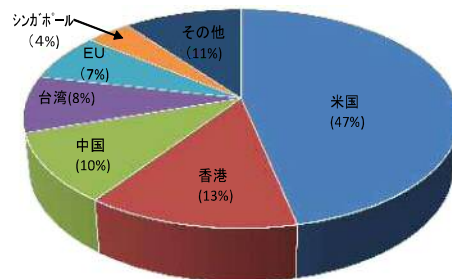
国においては、令和2年3月に決定した「食料・農業・農村基本計画」で、農林水産物・食品の輸出額を令和12年（2030年）までに5兆円に拡大するとの目標を掲げ、その実現に向けて、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を閣議決定し、専門的・継続的に輸出に取り組む輸出産地のリスト化や、輸出事業計画により産地毎の輸出目標や課題、対策の明確化を行い、輸出産地の形成に向けて必要な施設整備等を重点的に支援するとともに、大ロット・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築のための港湾等の利活用を推進しています。

イ 県の状況

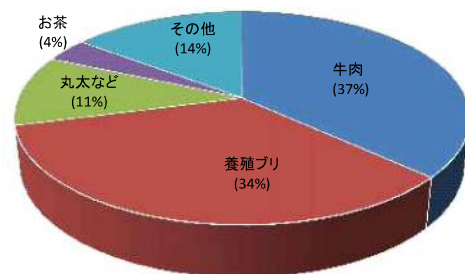
【県産農林水産物の輸出額の推移】



【国・地域別の輸出額の割合（R3年度）】



【品目別の輸出額の割合（R3年度）】



（資料）鹿児島県調べ

令和3年度の県産農林水産物の輸出額は、対前年度比45%増の約311億円となり、鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョンの目標年度の目標額300億円を超える実績となりました。主な品目としては、牛肉を中心に、養殖ブリ、丸太、お茶、さつまいもなどが輸出されています。

輸出先を国・地域別に見ると、養殖ブリ、牛肉を中心とした米国が最大で、次いで牛肉、鶏肉、さつまいも等を中心とした香港、丸太、養殖ブリを中心とした中国となっています。農畜産物の輸出先では、香港や台湾などのアジア向けは牛肉やさつまいもなどの青果物を、米国やEU向けは牛肉やお茶を輸出しています。

ウ 課題

TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPが発効されるなど国際化が一層進展しました。また、人口減少や高齢化に伴い、日本の食市場は長期的に縮小することが見込まれており、海外を販売先の一つとして、輸出を更に拡大していく必要があります。そのためには、①輸出相手国・地域の動植物検疫や国際的な認証基準に対応した産地づくり、②農林水産物を持続的に輸出するための生産基盤の強化、③相手国のニーズに応じた商品づくり、④輸送コストの低減と品質を保持した輸送手段・ルートの実立、⑤海外での認知度向上に取り組む必要があります。

(2) 輸出拡大に向けた具体的な取組

ビジョンでは、概ね10年後を見据え、多くの農林漁業者が輸出に取り組み、所得の向上と後継者の確保という好循環が生まれることを目指しており、令和7年度の県産農林水産物の輸出額を平成28年度の2倍となる約300億円まで拡大させることを目標としています。

ビジョンの実現に向けて、輸出重点品目、輸出重点国・地域を明確にした上で、「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の3つの視点から戦略的な取組を展開することとし、更なる輸出拡大に向けて、「生産・流通体制」と「販売力」の強化に取り組んでいるところです。

ア 「つくる」

(ア) 畜産物の取組

畜産物については、畜産クラスター事業による牛舎等の整備や家畜導入事業による肉用牛繁殖雌牛の増頭を図り、生産基盤の維持・拡大に取り組んでいます。

また、輸出相手国が求める食肉供給体制を確立するため、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業や食肉生産流通多角化施設整備支援事業を活用し、食肉加工施設・設備の整備を行ったところです。



畜産クラスター事業
による牛舎整備

(イ) お茶の取組

海外で需要が高まっている有機茶や抹茶の原料となるてん茶については、研修会等を通じた品質向上に取り組むとともに、色・味などの品質評価が高く、将来の輸出拡大が期待される新品種「せいめい」の産地化に茶商と生産者が一体となって取り組んでいます。

(ウ) 青果物の取組

青果物（さつまいも、きんかん、だいこん）については、輸出向け産地づくりを推進するため、GFPグローバル産地づくり推進事業を活用し、輸出に対応したさつまいもの生産等や、残留農薬基準に対応したきんかんの生産等に取り組んでいるところです。

また、輸出に意欲ある県内農業者の生産体制構築を支援するため、グローバルファーマー育成支援事業を活用し、さつまいもやほうれんそう生産者のGLOBALG. A. P. 認証取得や、こまつなやはくさい生産者のASIAGAP認証取得への支援に取り組んでいるところです。



ASIAGAPの
認証取得

イ 「あつめる・はこぶ」

鹿児島港発沖縄行きの定期船便と沖縄国際物流ハブ空港発の定期航空貨物便を活用した輸送スキーム「SHIP & AIR」の活用促進を図るため、沖縄県等と連携して、「沖縄国際物流ハブ活用促進商談会」を開催し、本県の地理的優位性を生かした輸送ルートによる東南アジアをターゲットとした輸出促進を図っているところです。

また、県内港湾からの青果物の持続的な輸出スキームを構築するため、県内港湾からの農産物等の輸送ルートの現状及び大都市圏を経由する輸送コストを把握した上で、大都市圏から輸送した場合の比較優位性を検証しました。



沖縄ハブ商談会



志布志港トライアル輸出

ウ 「うる」

(ア) 県産農畜産物の販路拡大に向けた魅力を伝えるプロモーション活動等

a 県内輸出商社の海外での営業活動支援

令和2年度より、県内産地と連携して意欲的に販路開拓に取り組む県内輸出商社の海外営業活動への支援を行っており、令和3年度はアジア、北米向け農畜産物等の輸出への営業活動等を支援しました。引き続き、国・地域毎に強みを持った県内輸出商社の確保に取り組み、販路拡大に向けて支援していきます。

b 海外でのPR・販売促進活動等

(a) 畜産物

県食肉輸出促進協議会と一体となり、コロナ禍で影響を受けた既存輸出国等への「鹿児島和牛」のPR・商談等を行うため、ドイツや英国等で開催された海外展示会等に出展したほか、海外における販売指定店制度の推進により「鹿児島和牛」は95店舗（香港、シンガポール等）、「かごしま黒豚」は4店舗（シンガポール）を指定し、販路拡大に取り組んでいます。

また、海外における「KAGOSHIMA WAGYU」の地理的表示保護制度（GI）については、現在、タイにおいて出願・申請中であり、海外での登録に向けて取り組んでいます。

(b) お茶

米国への現地デスク設置による情報収集及び市場調査、茶商等が行う輸出拡大に向けた海外バイヤーとのオンライン商談会への参加支援、海外バイヤー向けのプロモーションビデオ作成等に取り組んでいます。



海外バイヤー向けビデオ

(c) 青果物等

アジアや米国で店舗を展開しているPPIH（パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）との個別商談会を開催するとともに、シンガポールや香港、米国の現地店舗での鹿児島フェアを開催しました。

また、台湾の小売店で本県産さつまいもやきんかんのPR販売を行ったほか、香港の日本食レストランで、さつまいもや桜島だいこ



米国での鹿児島フェア

ん、鹿児島和牛，黒豚，ブリ等などの鹿児島県産品を使用した特別料理を提供するレストランフェア等を開催しました。

更に，九州・山口が連携した取組として，香港やシンガポールの小売店での農産物販売促進フェアを行うなど，県産農畜産物の積極的なプロモーション活動を展開しています。

(イ) 統一ロゴマークを活用したPR

平成31年3月に作成した「県産農林水産物輸出用統一ロゴマーク」の商標登録を海外11か国・地域に出願し，9か国で登録されています。

また，「鹿児島和牛」，「かごしま黒豚」の統一ロゴマークは10か国・地域で登録されています。

統一ロゴマークは，輸出事業者の販売商品等に活用されているほか，PR資材にも積極的に表示し，統一ロゴマークを活用して海外のバイヤーや消費者への積極的なPRに取り組んでいます。



輸出用統一
ロゴマーク



鹿児島和牛
ロゴマーク



かごしま黒豚
ロゴマーク



ロゴマークを活用
したPR資材

2 県産農畜産物の高付加価値化の取組について

鹿児島県では、平成元年度から「かごしまブランド推進本部」を設置し、生産者、関係機関・団体が一体となって、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる「産地づくり」と、県産農畜産物のイメージアップによる「販路拡大」を一体的に進める「かごしまブランド」確立運動を展開しています。

また、6次産業化による県産農畜産物の高付加価値化の取組については、販路開拓や商品開発の支援に取り組むとともに、クラウドファンディングによる新商品のテストマーケティングの支援や、6次化じはんきによる販売機会の拡大など、時代に対応した取組も進めながら、県産農畜産物の高付加価値化に取り組んでいます。

(1) かごしまブランドの推進等について

ア 産地づくり対策

かごしまブランド団体の認定・育成を通じた産地づくりを進めるため、各地域振興局・支庁単位に7つの地域推進本部を設置し、地域ごとの課題に対応した取組を行っています。複数の団体が参加した「合同査定会」では、消費地の市場担当者の評価結果を各産地に情報還元し、課題解決につなげました。



「ごぼう」合同査定会

団体認定に当たっては「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」（青果物のみ）等の認証を受け、市場などの主要な出荷先から一定以上の評価を得る必要があります。これらの要件を満たした団体が、野菜、果物、花きなど28品目において、これまでに168団体認定されています。

イ 販路拡大対策

県では、県内外の消費者や実需者、市場関係者等に、かごしまブランド産品をはじめとする県産農畜産物の良さを訴え、有利販売につなげるため、フェア等の開催や動画等を活用したPR・販売促進活動に取り組んでいます。



県内量販店等でのPR活動

(ア) 大消費地の高級果物店でのPRと販売促進

東京の高級果物店「株式会社千疋屋 総本店」や「株式会社新宿高野」と連携し、「かごしまフェア」を開催し、大将季やきんかん（春姫）、パッションフルーツ等で販売促進を行いました。

消費者からは「鹿児島県産の果物は、とても美味しい」との声が多く、高い評価を得ています。

また、販売店からは「年々鹿児島県産の果物の認知度が高まっており、今後も『かごしまフェア』を継続していきたい」との声をいただきました。



千疋屋総本店での販売促進
(パッションフルーツ)

(イ) 調理師専門学校と連携した認知度向上

将来、食の実需者となる服部栄養専門学校（東京）の学生を対象に、食材の意識醸成を図るとともに、かごしまブランド産品などの県産食材の認知度向上に向けた取り組みを行いました。

栄養士科の学生（114名）と調理師本科の学生（138名）を対象とした「かごしまの『食』体験授業」や、同校の講師が考案した新メニューの発表等を行う「かごしまの『食』発表会」を開催しました。同校の服部校長からは、「今回の取り組みを高く評価する」とのコメントを、学生からは、「食材を選ぶ大切さを学ぶことができ、将来に役立つ取り組みであった」との声をいただきました。



かごしまの「食」体験授業



調理実習の様子

(ウ) G A P 等認証食材のみを使用するレストランでの「かごしまフェア」の開催

東京のレストラン「グランイート銀座」において、かごしまブランド産品など（ピーマン、ごぼう、そらまめ、実えんどう、ばれいしょ、大将季、米、茶、鶏卵、鶏肉等）、県産のG A P 等認証食材を使用した料理を提供するとともに、S N S 等を活用した情報発信を行い、消費者に対する県産農畜産物の認知度向上に取り組みました。

(エ) 動画を活用したかごしまの農畜産物魅力発信の取組

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、量販店等における対面での試食宣伝が困難な状況にある中、対面での試食宣伝に代わる農産物のP R 方法として、農業者やインフルエンサーが出演する動画を作成し、量販店の店頭での放映のほか、S N S やウェブサイト上で県産農畜産物の情報を発信する取り組みを行いました。



農業者出演動画



インフルエンサー出演動画

(オ) ホームページ等を活用した情報発信

県では、ホームページ等を活用した情報発信により、消費者等に対する県産農畜産物の認知度向上に取り組んでいます。

県が運営するホームページ「かごしまの食ウェブサイト」では、かごしまの食に関する様々な情報を発信しています。



かごしまの食ウェブサイト



かごしまの食ウェブサイト
<https://www.kagoshima-shoku.com/>

かごしまの食ウェブサイト及び
フェイスブックのQRコード

ウ 産地育成等の取組

(ア) 野菜

施設野菜の生産安定を図るため、ピーマン、トマト等の果菜類を対象に、実証ほの設置や研修会等の開催を通じて、ハウス内の温湿度や炭酸ガス濃度等の制御により増収を図ることが可能な環境制御技術の導入を推進しました。

また、露地野菜の生産安定を図るため、高齢化等による労働力不足に対応した省力栽培技術や病害対策技術を推進しました。



かぼちの省力化栽培現地検討会

(イ) 花き

テッポウユリの販路拡大を図るため、県が育成したテッポウユリ初の八重咲き品種「咲八姫」の普及に取り組んでいます。令和4年4月には沖永良部島から初出荷を行い、取引のあった生花店や仲卸の多くから、「今後も咲八姫を購入したい。」との声をいただきました。

また、令和4年5月に横浜市で開催された花きの新品種コンテスト「ジャパンフラワーセレクション」において、優秀賞及び3つの特別賞（人気投票第1位等）を受賞するなど評価は高く、今後、ブライダルなど新たな需要が期待されています。



八重咲きテッポウユリ「咲八姫」



沖永良部島での現地検討会

(ウ) 果樹

大将季のかごしまブランド品質基準（糖度13度以上，クエン酸1%以下）を満たす高品質果実の安定生産を図るため，簡易土壤水分計を用いた土壤水分コントロールによる品質向上対策の展示ほを各地域に設置し，高品質な果実生産技術の普及を図りました。

また，令和3年度に露地栽培で多発した裂果について，令和4年8月に研修会を開催し，土壤乾燥防止対策の必要性を生産者等に周知しました。



簡易土壤水分計の設置によるかん水管理



裂果対策研修会

(エ) 茶

「かごしま茶」の販路拡大を図るため，県内茶商が県外消費地の販売協力店と連携して行うフェア等の販売促進の取組支援や「かごしま茶」の新しい商品提案として，急須を用いず誰でも手軽に美味しいお茶が飲める「フリーズドライ緑茶」の商品化の支援，研修会等を通じた有機茶の品質向上など付加価値向上に取り組んでいます。

また，県内の茶商と生産者が協力し，色・味などの品質評価が高く，国内外で販売が期待できる品種「せいめい」の産地化に取り組んでいます。



お茶一杯の日



フリーズドライ緑茶



「せいめい」現地研修会

(オ) 畜産

a 鹿児島黒牛

全共鹿児島大会での「和牛日本一」の獲得に向けた各種飼育マニュアルの普及などの取組を強化するとともに、繁殖雌牛の増頭や分娩間隔の短縮，肉用牛の適正出荷の推進，子牛の事故率低減，家畜伝染病の侵入まん延防止対策等に取り組み，肉用牛生産基盤の強化と生産性向上に努めているところです。また，鹿児島黒牛の販路拡大に向けて販売指定店の推進（指定店660店舗，令和4年3月末）に取り組みました。

b かごしま黒豚

系統豚（ニューサツマ，サツマ2001，クロサツマ2015）の普及・定着による高品質な黒豚肉生産の推進に取り組みるとともに，販売指定店制度の推進（127店舗，令和4年3月末）や「かごしま地産地消バル」のイベント開催（令和4年2～3月）等に取り組みました。

c かごしま地鶏

かごしま地鶏のブランド団体認定更新の審査による生産体制の強化に取り組みるとともに，「かごしま地産地消バル」のイベント開催（令和4年2～3月）等に取り組みました。



「かごしま地産地消バル」のPRチラシ

(2) 6次産業化の推進について

ア 自動販売機を活用した6次産業化商品の販売機会の提供

新型コロナウイルスの影響により，イベントの中止等，販売機会が減少する中，県内の6次産業化事業者の販売機会を拡大するため，自動販売機による販売に取り組みました。

(ア)「鹿児島県6次化じはんき」の設置

- a 設置期間：令和3年11月22日(月)～令和4年3月21日(月)
- b 設置場所及び商品数：鹿児島空港2階出発ロビー内（29商品）
鹿児島中央駅みやげ横丁内（32商品）



設置した自動販売機（左：鹿児島空港、右：鹿児島中央駅）

（イ）PR状況

各種メディアによる紹介やPR資材の展示などの効果もあり、多くの方に購入していただきました。

また、取組をPRするため商品に貼付されているQRコードを読み取り、アンケートに答えると、抽選で6次産業化商品が当選するキャンペーンを実施しました。

出品者からは、「商品のPRになった」「想定よりも売り上げが良かった」など前向きな意見を多数いただきました。



左：商品の展示，中：セレモニー（鹿児島中央駅），右：除幕式（鹿児島空港）

イ クラウドファンディングを活用した6次産業化商品の販路開拓

クラウドファンディングによる新商品のテストマーケティングを行うため、セミナーの開催や、個別指導を実施しました。

（ア）クラウドファンディング活用セミナーの開催

6次産業化事業者等が開発した新商品のクラウドファンディングを活用した販路開拓を支援するため、オンラインセミナー（基礎編・実践編）を開催しました。

a 基礎編

日時：1回目：令和3年7月27日（火）13：30～16：00

2回目：令和3年8月11日（水）13：30～16：00

内容：クラウドファンディングとは など

b 実践編

日時：1回目：令和3年9月6日（月）13：30～16：30

2回目：令和3年9月29日（水）13：30～16：30

内容：動画を活用すべき理由，リターン（返礼品）作成のポイントなど

(イ) 個別指導の実施

セミナー受講後，クラウドファンディングに取組意欲のある6次産業化事業者等に対して，魅力を最大限に伝えるページの作成や支援者ニーズを踏まえたリターン（返礼品）設計等について，オンラインによる個別指導を実施しました。

実施時期：令和3年7月～令和4年3月

(ウ) クラウドファンディングの実施

17事業者がクラウドファンディングを実施し，全事業者が目標金額を達成しました。

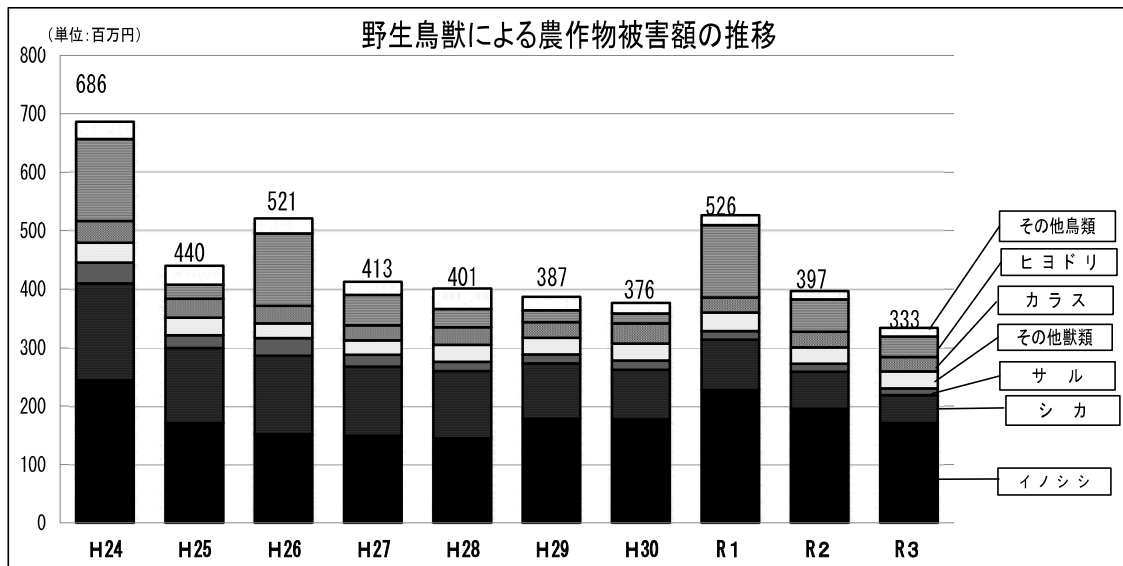
事業者は，クラウドファンディングへの取組を通じて，商品の魅力の伝え方をはじめ，SNS発信やプレスリリースの大切さ等を学びました。また，支援者の客層が把握でき，今後の商品開発や改良に活かすことが期待されます。



3 野生鳥獣による農作物被害の防止対策について

(1) 農作物被害の現状

令和3年度の野生鳥獣による農作物被害額は、県全体で約3億3千3百万円で、前年度被害の大きかったイノシシやヒヨドリによる被害が減少し、対前年度比84%となりました。



(2) 被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退や荒廃農地発生の要因となることが懸念されています。

このため県では、被害の防止・軽減を図るため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組を総合的かつ一体的に推進しています。

① 寄せ付けない取組

鳥獣のえさ場となる果樹や野菜の収穫残渣をほ場に残さないことや、鳥獣の潜み場となるほ場周辺のヤブや茂みをなくす。

また、里山の適切な管理による緩衝帯の設置や、鳥獣を見かけたら直ぐに追い払うなど地域住民が協力して取り組む。

② 侵入を防止する取組

被害の多い地域では、鳥獣の種類に応じてほ場に電気柵やワイヤーメッシュ柵などを整備するとともに、地域住民が協力して定期的な見回りを行うなど適切に管理する。

③ 個体数を減らす取組

鳥獣が頻繁に出没する地域では、猟友会と連携した捕獲活動に加え、箱わなやくくりわななどを活用した捕獲活動に取り組む。

ア 集落ぐるみの被害防止研修会の開催(鹿児島市,大崎町で各1回開催,霧島市・鹿屋市で各2回開催)

地域住民が主体となって、寄せ付けない取組や侵入を防止する取組を効果的に進めるため、鳥獣被害防止対策の専門家を招聘した集落ぐるみの被害防止研修会を開催し、鳥獣の生態や集落環境の点検手法、鳥獣の潜み場・えさ場の解消作業、侵入防止柵の設置や適正管理手法などの研修を行い、鳥獣に強い集落づくりを推進しました。



研修会(電気柵の設置)

イ 狩猟(わな猟)免許取得者の確保とわな猟技術向上支援研修会の開催

農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲活動を計画的に進めるため、農家自らもわなを活用した捕獲活動に従事できるよう、わな猟の免許取得を推進しており、国の交付金を活用し、狩猟免許取得に必要な講習会経費の一部を補助するとともに、県猟友会協力の下、研修会を開催し、わな猟免許新規取得者の技術向上を支援しました。

ウ 鳥獣捕獲用のわなや侵入防止柵の整備支援

市町村が被害防止計画に基づき実施する被害対策を支援するため、国の交付金を活用し、令和3年度には、捕獲情報の通知によるわな見回りの省力化を可能とするICT技術を活用したセンサー付き箱わな62基をはじめ、くくりわななどの導入を支援するとともに、24市町村で、有害鳥獣のほ場への侵入を防止する電気柵やワイヤーメッシュ柵など218kmの整備を支援しました。



写真左

侵入防止柵の整備

写真右

センサー付き箱わな

(3) 捕獲した鳥獣の利活用の推進

捕獲したイノシシやシカの肉を地域資源として有効に活用するため、国や市町村の補助を受けて稼働しているジビエ処理加工施設が県内では8施設整備されています。

令和3年度は、ジビエ利活用web研修会を開催したほか、ジビエの消費拡大を図るため、グランピング施設等でのジビエフェアの開催やレストランシェフ等と連携した家庭向けのレシピや加工品の開発等に取り組みました。

国が平成30年5月に制定した「国産ジビエ認証制度」については、県内の2施設が認証を取得しています。

4 スマート農業の推進について

スマート農業は、ロボット技術やICT等を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業であり、本県農業が抱える労働力不足や生産性向上等の課題を解決するためにも有効な手段であることから、平成31年3月に策定した「鹿児島県スマート農業推進方針」に基づき、推進を図っています。

(1) 農業者の理解促進

スマート農業の取組事例発表や実証活動の事例紹介等を行うスマート農業普及促進セミナーを部門別に開催し、スマート農業に関する農業者の理解促進と導入推進を図りました。

また、令和4年度には、専門家を招いたスマート農業活用促進セミナーを開催し、農業者や関係者への情報提供を行っています。

部門	開催日	場所	参加数	内容
畑作	令和3年10月	鹿児島市	74人	県外の実証活動事例紹介、パネルディスカッション等
畜産	令和3年11月	日置市 (農業大学校)	120人	農業大学校の取組事例紹介、県内の実証活動事例紹介等
水稻	令和3年11月	南九州市	66人	県内外の大規模水田実証活動事例紹介等
施設園芸	令和3年12月	志布志市	51人	施設ピーマンの環境制御技術現地研修、県内外の実証活動事例紹介等
畑作 畜産 施設園芸	令和4年 7月～8月	薩摩川内市 農業大学校 志布志市	31人 51人 56人	基調講演及び部門別のスマート農業の取組状況の紹介のほか、スマート農機の展示・実演を実施（実演は農業大学校の会場のみ）

(2) 推進に向けた体制づくり

ア 推進のための人材育成

国等が開催する各種研修等に地域振興局・支庁の農政普及課等の職員を派遣し、スマート農業の技術習得や最新情報の収集を行いました。

イ スマート農業拠点施設の整備・稼働

令和4年4月1日に、農業開発総合センター内に「スマート農業拠点施設」を新たに整備しました。

今年度は、当施設を中心として、本県に適したスマート農機の利用技術の確立に取り組むこととしており、スマート農業の推進母体として稼働しています。



スマート農業拠点施設とスマート農機

(3) 実装に向けた取組の展開

ア スマート農業の導入実証活動の支援

スマート農業技術の導入実証活動や、現地検討会等の取組を支援し、スマート農業の普及・推進を図りました。

令和3年度は、国や県の補助事業を活用して、17件の技術実証に取り組み、施設園芸の環境制御技術や肉用牛等の発情発見システム、ロボット草刈機等の活用により、省力化や増収等の効果が確認されました。

【導入実証活動の主な成果事例】

実証技術	実証地区	実証の成果（具体例）
複合環境制御技術を活用した施設園芸栽培	大 隅	・ハウス管理の大幅な省力化 ・情報統合基盤データに基づく栽培管理による増収 （東串良町(ピーマン)では、実証に取り組んだ会員の所得が平均約11万円/10a増加）
発情発見システムを活用した生産性の向上	南 薩	・発情見逃しの低下による分娩間隔の短縮，受精回数 の減少による生産性向上 （南九州市(酪農)では，1頭当たり15万円程度のコスト低下）
ロボット草刈機による除草作業の省力化	指 宿	・除草作業の大幅な省力化（特に夏場の疲労感を軽減） （指宿市(果樹)では，除草作業時間が従来(刈払機)に比べ約8割削減）



複合環境制御技術を活用した施設園芸



発情発見システムによる受胎率の向上



ロボット草刈機による自動作業

イ 実装化に向けたマニュアルの作成

生産者等がスマート農業技術を導入する際の手引きとして、現在、導入が進んでいる主なスマート農業技術の活用事例や実証成果、費用対効果等を示したマニュアルを作成・配布し、各種研修会等において活用するとともに、県ホームページ上にも公開して、広く情報発信しています。



スマート農業導入の手引き (R4.3月作成)

ウ スマート農業技術の開発

農業開発総合センターでは、ロボット技術やAI、環境制御、ドローン等を活用したスマート農業技術の開発に取り組み、令和3年度は、施設ピーマンにおいて自動収穫機の実証試験等に取り組みました。

今後は、スマート農業拠点施設を中心に、国や民間企業とも連携しながら、スマート農業の普及・拡大に向けた取組を進めていきます。

エ ドローン操作技能習得の支援

離島におけるドローンの普及を図るため、種子島、喜界島、沖永良部島において、ドローン操作技能習得のための研修会を開催しました。

5 サツマイモ基腐病対策について

平成30年に初めて発生が確認されたサツマイモ基腐病の防除対策について、県では令和4年1月に、「鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム」を策定し、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」「増やさない」「残さない」対策を総合的に推進しています。

(1) 基腐病の発生状況

令和2年産は令和元年産で発生が多く見られた南薩、大隅に加え、熊毛地域でも発生が多く見られ、令和3年産は8月の長雨等の影響もあり、発生が県全域に広がりました。

【令和元、2、3年産の発生状況】

県全体	作付面積	被害の発生程度					微・少 ～甚
		無	微・少	中	多	甚	
元年産	11,200ha	53.8% (6,037ha)	27.1% (3,038ha)	13.5% (1,511ha)	4.6% (512ha)	1.0% (115ha)	46.2% (5,175ha)
2年産	10,900ha	45.9% (4,991ha)	38.3% (4,168ha)	8.1% (886ha)	5.6% (611ha)	2.0% (219ha)	54.1% (5,883ha)
3年産	10,300ha	25.0% (2,628ha)	55.9% (5,769ha)	11.7% (1,211ha)	5.2% (538ha)	1.6% (168ha)	74.5% (7,686ha)

※ 被害の発生程度は、1株でも葉やつるが枯れるなどの症状が確認されたほ場の被害率で分類
微・少：～20%，中：21～40%，多：41～60%，甚：61%以上

※ 作付面積は農林水産統計，被害面積は市町村報告

(2) 対策の取組状況

ア 令和3年度の取組

県内3地域（南薩、大隅、熊毛）のプロジェクトチームを中心に、巡回指導等により防除技術の周知や新規農薬の登録に取り組むとともに、被害発生翌年も継続して栽培していただけるよう基金事業等を活用した健全苗の購入支援などに取り組みました。

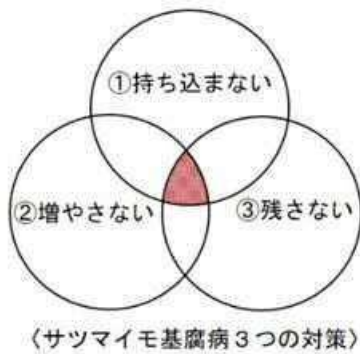
また、基腐病対策を着実に推進していくため、令和4年1月に、県内3地域のプロジェクトチームを全域に広げるとともに、各地域との連携・調整等を行うための「鹿児島県サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、令和7年産までに、1万ヘクタール分の健全苗と健全なほ場を確保することを目標とした「鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム」を策定し、ほ場に基腐病菌を「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」3つの対策を、関係機関・団体と一体となって総合的に推進することとしました。

令和4年産に向けては、育苗事業者等への蒸熱処理装置の導入支援による健全苗の確保や、「基腐病対策のポイント」や「防除暦」を地元紙へ掲載するなど、県内生産者に対する周知活動にも取り組みました。

県サツマイモ基腐病対策アクションプログラムの目標（単位：ha, %）

区分	令和3年産	令和4年産	令和5年産	令和6年産	令和7年産
栽培面積	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
健全苗に対応したほ場面積	—	1,040	5,180	8,790	10,000
確保率	—	10.4	51.8	87.9	100

《農業散布のみの実施など、単一的な対策ではなく『3つの対策』を総合的に実施する》



①持ち込まない

- 健全苗の確保
- ・茎頂培養苗の利用、種いもの蒸熱消毒、苗床消毒、苗消毒など

②増やさない

- 基腐病に強い品種の選定や排水対策の徹底、定期的な薬剤散布など

③残さない

- 健全農地の確保
- 収穫残渣の持ち出し
- 収穫後の耕うん等による残渣分解促進など

サツマイモ基腐病対策の防除暦

持ち込まない(健全苗の確保)、増やさない(発病株の除去、透期防除)、残さない(残渣の分解促進)を徹底しましょう

月	旬	育苗	月	旬	本ば
1	上旬	育苗の準備	1	上旬	病害の発生
1	中旬	育苗の準備	1	中旬	病害の発生
1	下旬	育苗の準備	1	下旬	病害の発生
2	上旬	育苗の準備	2	上旬	病害の発生
2	中旬	育苗の準備	2	中旬	病害の発生
2	下旬	育苗の準備	2	下旬	病害の発生
3	上旬	育苗の準備	3	上旬	病害の発生
3	中旬	育苗の準備	3	中旬	病害の発生
3	下旬	育苗の準備	3	下旬	病害の発生
4	上旬	育苗の準備	4	上旬	病害の発生
4	中旬	育苗の準備	4	中旬	病害の発生
4	下旬	育苗の準備	4	下旬	病害の発生
5	上旬	育苗の準備	5	上旬	病害の発生
5	中旬	育苗の準備	5	中旬	病害の発生
5	下旬	育苗の準備	5	下旬	病害の発生
6	上旬	育苗の準備	6	上旬	病害の発生
6	中旬	育苗の準備	6	中旬	病害の発生
6	下旬	育苗の準備	6	下旬	病害の発生
7	上旬	育苗の準備	7	上旬	病害の発生
7	中旬	育苗の準備	7	中旬	病害の発生
7	下旬	育苗の準備	7	下旬	病害の発生
8	上旬	育苗の準備	8	上旬	病害の発生
8	中旬	育苗の準備	8	中旬	病害の発生
8	下旬	育苗の準備	8	下旬	病害の発生
9	上旬	育苗の準備	9	上旬	病害の発生
9	中旬	育苗の準備	9	中旬	病害の発生
9	下旬	育苗の準備	9	下旬	病害の発生
10	上旬	育苗の準備	10	上旬	病害の発生
10	中旬	育苗の準備	10	中旬	病害の発生
10	下旬	育苗の準備	10	下旬	病害の発生
11	上旬	育苗の準備	11	上旬	病害の発生
11	中旬	育苗の準備	11	中旬	病害の発生
11	下旬	育苗の準備	11	下旬	病害の発生
12	上旬	育苗の準備	12	上旬	病害の発生
12	中旬	育苗の準備	12	中旬	病害の発生
12	下旬	育苗の準備	12	下旬	病害の発生

(1) 持ち込まない
(2) 増やさない
(3) 残さない



蒸熱処理装置の導入支援



薬剤散布の研修会

サツマイモ基腐病対策の防除暦

イ 令和4年度の取組

基腐病対策のより効果的な施策を企画・実践するため、農政部内にサツマイモ基腐病対策班を設置しました。

また、アクションプログラムに基づき、「持ち込まない」対策として、蒸熱処理装置の活用による健全種いも確保などの取組により、令和4年産の目標である約1千ヘクタール分の健全苗と健全なほ場を確保しました。植え付け後は、「増やさない」対策として、異常株の早期抜き取り、複数の薬剤を活用したローテーション散布の指導や、排水対策及び土層改良等への支援などに取り組んでいます。

令和4年8月に、令和5年産の健全種いもの確保を図るため、蒸熱消毒前後における種いもの取扱事項や育苗のポイント、基腐病に抵抗性を有する新品種「みちしずく」の特性などを周知する研修会を開催しました。

(3) 令和4年度の発生状況

防除対策の指導等に取り組んできており、7月末時点において、葉やつるに1株でも基腐病の症状が見られたほ場は、昨年度の同時期と比べて少ない状況です。

【自家育苗を行う農業者向け】

蒸熱消毒前後における種いもの取扱事項

鹿児島県基腐病対策プロジェクトチーム
鹿児島県農政部農産園芸課

基腐病等による種いもの腐敗を招かないための作業工程図

蒸熱消毒前に行うこと			蒸熱消毒後に行うこと		
1	2	3	1	2	3
収穫	水洗・選別	なり首・尾節切除	蒸熱消毒 [9月～11月]	風乾	貯蔵・選別
← p1 → ← p2 →				← p3 →	← p4 →

種いもの蒸熱消毒は、貯蔵前に行いましょう。

I 蒸熱消毒前に行うこと

1 収穫

種いもは、発病していない「種いも専用ほ場」から収穫しましょう。

種いもは病気の発生していない「種いも専用ほ場」から収穫するのが原則。

※ やむを得ず、基腐病の発生ほ場から採取する場合
株基部に基腐病の病徴(地際茎の黒変)がない株(図1の左端)から採取

諸梗

塊根

病徴なし △ 諸梗まで病徴あり × 塊根まで病徴あり ×

図1 基腐病の発生ほ場から種いもを採取する株の判断イメージ



異常株の早期抜き取り



排水対策の徹底（排水溝の設置）

蒸熱消毒前後における種いもの取扱事項のマニュアル

(4) 防除技術の確立に向けた取組

農業開発総合センターにおいて、耐性病原菌の発生回避に向け、作用機作が異なる農薬の登録に向けた試験などに取り組み、国などの試験研究機関との共同研究により得られた成果は、「サツマイモ基腐病防除対策マニュアル」としてとりまとめ、生産者等に周知しました。

また、サツマイモ基腐病の緊急防除対策の実装を加速させるため、令和4年2月に農研機構と連携協定を締結し、共同研究において、育苗段階での基腐病菌の早期検出技術の開発などに取り組んでいます。

令和4年度は、基腐病に抵抗性を有する新品種「みちしずく」の大量増殖技術の開発に取り組むとともに、農薬メーカー等と連携して防除薬剤の試験を行い、令和4年7月末までに10剤が登録されており、更なる登録拡大に向けた試験を実施しているところです。

サツマイモ基腐病防除対策マニュアル(第3版) 令和4年3月 鹿児島県農政部

基本的な3つの対策 「持ち込まない」「増やさない」「残さない」対策を徹底する！

①畑に苗を「持ち込まない」対策（健全苗の確保）、②畑で苗を「増やさない」対策（排水対策、発病株の除去、適切な薬剤散布）、③畑に苗を「残さない」対策（残さ対策）を徹底しましょう。

1 基腐病とは 基腐病の原因はカビ(糸状菌・基腐病菌)！

地際での茎が腐敗し、茎葉は青色や紫色に黄色し次第におおれる。茎葉が繁茂する時期には茎が黒く土褐色に変色し地上部が枯死する。枯死株の腐敗は、土になりながら根から感染する。発病部の朽ちた根内に多数の菌子を形成し、雨水等で菌子が拡散し蔓延する。土壌に残った発病残さでも伝染する(図1)。

図1 サツマイモ基腐病の症状

2 防除の考え方 総合的な防除対策が必要！

基腐病対策の基本は、ほ場に病原菌を「持ち込まない」ことである。まず、苗からの持ち込みを防ぐため、催イモ生産専用は場の設置、定期的な苗(抽イモ)の更新、苗床消毒および苗・催イモの選別・消毒による健全催イモ生産は必須である。本病は発病後中の病原菌が土壌中に集積することによって再感染すると考えられ、いわゆる「連作障害」のひとつと言える。ほ場で病原菌を「増やさない」ための発病初期の防除対策や病原菌をまん延させない環境づくり、上づくりもとの計画的な輪作や、ほ場に病原菌を「残さない」ための残さ対策が重要である(図2)。

図2 防除対策の着眼点

サツマイモ基腐病防除対策マニュアル



農研機構との連携協定締結



基腐病に抵抗性を有する新品種「みちしずく」

6 担い手の確保・育成について

本県の基幹産業である農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定新規就農者や認定農業者など担い手の確保・育成が必要です。

県では、「かごしまの食と農の県民条例に基づく基本方針」において、令和7年度の担い手の確保目標を1万経営体とし、認定農業者制度の推進や、県内外での就農・就業相談、農業法人と就業希望者とのマッチングなど、就農・就業の促進を図るとともに、農業を支える人材を確保するため、農福連携の推進や外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備などに取り組んでいます。

また、農地中間管理機構や市町村等と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化の促進に取り組んでいます。

【担い手の推移】

(単位：経営体)

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2/H27	目標(R7)
担い手	10,510	10,600	10,704	10,826	10,782	11,101	105.6%	10,000
○認定農業者	8,413	8,191	8,116	8,075	7,914	7,866	93.5%	
うち個人	7,367	7,105	6,992	6,883	6,688	6,613	89.8%	
うち法人	1,046	1,086	1,124	1,192	1,226	1,253	119.8%	
○認定新規就農者	271	433	537	625	563	532	196.3%	
○集落営農経営	33	35	37	35	33	31	93.9%	
○その他	1,793	1,941	2,014	2,091	2,272	2,672	149.0%	
参考								
農業経営体数	39,222					29,717	75.8%	
認定農業者数 ／農業経営体数	21.4%					26.5%	123.4%	

注：その他は基本構想水準到達者（鹿児島県調べ、農業経営体は農林業センサス）

(1) 担い手の確保・育成に向けた取組

ア 認定新規就農者の確保・育成

市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた「認定新規就農者」は令和2年度末時点で532経営体となり、5年前に比べて96%増加しています。

県では、関係機関・団体と連携し、青年等就農計画の達成に向けた農業技術・経営管理に係る助言・指導を行うとともに、経営開始資金の交付や青年等就農資金の活用支援により、就農直後の経営確立を支援しています。

また、令和4年度からは、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、認定新規就農者を対象として、経営発展に必要な機械・施設等の導入の支援にも取り組んでいるところです。

イ 認定農業者の確保・育成

市町村等から「農業経営改善計画」の認定を受けた「認定農業者」は、令和2年度末時点で7,866経営体となり、5年前に比べて6.5%減少したものの、農業経営体に占める認定農業者の割合は増加傾向で推移しており、5年前に比べ5.1%増の26.5%となっています。

認定農業者のうち法人経営体は一貫して増加しており、令和2年度末時点で5年前と比べ19.8%増加の1,253経営体と、全国第2位、九州では最多の法人数となっています。

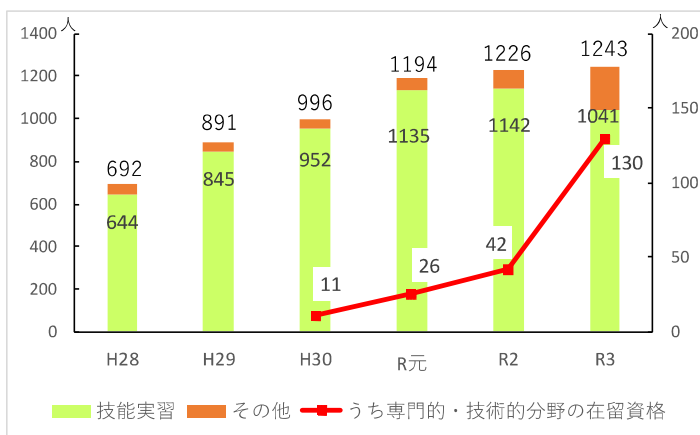
さらに、認定農業者による市町村の区域を越えた経営展開に対応し、複数の市町村で農業を営む農業者について、令和2年度から、県（複数都道府県で農業を営む場合は国）において認定ができるようになり、令和2年度末時点で99経営体（うち県認定79経営体）の認定を行ったところでした。

また、認定農業者の経営改善の取組に対して、「かごしま農業経営・就農支援センター」において、税理士等の専門家派遣や研修会の開催等による法人化や経営継承等を支援するとともに、経営発展を目指す農業経営者に対して、全6回シリーズで経営ノウハウを学ぶ「かごしま農業次世代トップリーダー塾」を開講しています。

(2) 労働力確保対策

令和3年の外国人労働者数（農林業）は、平成28年（692人）の約1.8倍となる1,243人となりました。このうち、技能実習生数（農林業）は、平成28年（644人）の約1.6倍となる1,041人となり、特定技能を含む専門的・技術的分野の在留資格者は、平成30年（11人）の約12倍となる130人と増加しました。

また、令和4年度は、農業分野で活躍する外国人材が、本県で安心して長く就業できるよう、働きやすい就業・生活環境を整備するためのモデル的な取組を支援しています。



外国人労働者数の推移



農作業請負方式技能実習

(3) 農福連携の推進

大隅地域で農福連携を実践している農業者、福祉事業所、活動を支援する関係市町と県で組織する「大隅半島ノウフクコンソーシアム（令和3年5月設立）」では、セミナーの開催やマッチング支援、ノウフクJASによる農産物や加工品の高付加価値化などに取り組み、会員間のネットワーク構築はもとより、新たな会員が増加するなど、地域における農福連携の取組も拡大してきています。



課題の共有(大隅コンソーシアム)

また、大島地域の農業分野と福祉分野の行政機関職員で構成する「大島地区農福連携推進チーム（令和3年5月設置）」では、チーム会の開催などを通じた農福連携の取組事例の共有等により、農福連携の推進に向けた取組を進めています。

(4) 人・農地プランの推進

農業者が話し合いに基づき、地域における担い手や農業の将来の在り方を明確化した「人・農地プラン」については、担い手への農地集積・集約化の加速化の観点から、令和元年度以降、プランの実質化に取り組み、令和3年度末までに、737のプランが実質化されたところです。

さらに、国においては、農業者の減少の加速化が見込まれる中、農地の集約化を図る必要が急務であることを背景に、本年5月に、農業経営基盤強化促進法等を改正（令和5年4月施行）したところであり、市町村は、農地の集約化を進めるとともに、農業を担う者の確保・育成を図るため、人・農地プランを土台とした「地域計画」を策定していくこととなります。このため、県では制度の周知と併せ、地域での具体的な取組を支援しています。

【人・農地プランの数】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プラン数	579	586	772	814
実質化数	—	—	467	737

注：県内の全ての市町村で作成（鹿児島県調べ）

(5) 農地集積の取組

ア 担い手への農地集積

担い手への農地の集積・集約に向けて、地域での話し合いによる人・農地プランの実質化や基盤整備事業に向けた取組、農地の貸借ニーズの意向把握、機構集積協力金制度や所有者不明農地に関する制度等の活用、荒廃農地の発生防止などを、関係機関・団体一体となって取り組みました。

その結果，認定農業者等の担い手が経営する農地面積は，令和3年度末現在，本県の耕地面積（113千ha）の45.7%にあたる52千haとなるなど，地域の担い手への農地の集積が進みつつあります。

令和3年耕地面積	112,900ha
担い手の経営農地面積	51,621ha
農地集積率	45.7%

7 家畜防疫対策について

高病原性鳥インフルエンザについては、令和3年11月10日に秋田県内で最初の発生が確認されて以降、12道県の農場で25例が確認され、令和3年11月には出水市、令和4年1月には長島町の養鶏場において合計3例発生しました。また、豚熱についても、平成30年9月以降、発生が続発し、17県で82例の発生が確認されています。(令和4年7月15日現在)

(1) 本県での高病原性鳥インフルエンザの発生と対応

ア 発生状況

(ア) 1例目(出水市)

11月12日に出水市の養鶏場から北薩家畜保健衛生所に死亡羽数増加の通報があり、直ちに緊急立入り簡易検査を実施したところ、陽性を確認しました。翌13日、遺伝子検査の結果、H5亜型と判定し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定され、11月15日には、H5N1亜型と判明し、患畜と決定されました。

(イ) 2例目(出水市)

1例目の発生を受け、防疫指針に基づき、発生農場周辺の農場において検査を実施したところ、11月14日に1農場において鳥インフルエンザを疑う検体を確認し、簡易検査により、陽性を確認しました。翌15日、遺伝子検査の結果、H5亜型と判定し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定され、11月16日には、H5N8亜型と判明し、患畜と決定されました。

(ウ) 3例目(長島町)

1月12日に長島町の養鶏場から北薩家畜保健衛生所に死亡羽数増加の通報があり、直ちに緊急立入り簡易検査を実施したところ、陽性を確認しました。翌13日、遺伝子検査の結果、H5亜型と判定し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と決定され、1月14日には、H5N1亜型と判明し、患畜と決定されました。

イ 1例目及び2例目の発生における本県の対応状況

(ア) 対策本部の設置等(1例目:11月12日, 2例目:11月14日)

簡易検査の結果を受け、直ちに知事を本部長とする「県対策本部会議」を開催し、迅速な防疫措置とまん延防止対策を図るため、周辺農場の飼養状況の確認や移動自粛の要請などを行いました。

(イ) 防疫対応

1例目は、11月13日午前5時、疑似患畜と決定されたことを受け、直ちに鶏の殺処分を開始し、14日午前11時に鶏の殺処分が完了し、

16日午前0時に処分鶏，糞，飼料等の埋却及び農場の清掃など全ての防疫措置を完了しました。

また，2例目は，11月15日午前11時30分，疑似患畜と決定されたことを受け，直ちに鶏の殺処分を開始し，15日午後9時に鶏の殺処分が完了し，16日午後8時に処分鶏，糞，飼料等の埋却及び農場の清掃など全ての防疫措置を完了しました。

消毒ポイントについては，1例目の殺処分開始と同じく，11月13日午前5時から幹線道路に消毒ポイントを設置し，12月7日まで車両消毒を実施しました。

(ウ) 制限区域の設定・解除

11月12日から周辺農場の移動の自粛を要請するとともに，11月13日及び15日に発生農場を中心とする3km圏内を「移動制限区域」，3～10km圏内を「搬出制限区域」と設定し，告示しました。また，12月2日，清浄性確認検査で異常が認められなかったことから，搬出制限区域を解除・告示するとともに，防疫措置完了後21日が経過し，新たな発生が認められなかったことから，12月8日午前0時に移動制限を解除しました。

(エ) 疫学調査チームによる現地調査

発生農場における感染の原因や感染経路の究明を目的として国と連携して調査（1例目：11月13日，2例目：11月15日）を行い，11月22日に調査の概要を公表しました。

(オ) 発生に伴う緊急的な予算措置

1月5日，発生農場の防疫措置等に要する経費として「高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業」，移動の制限の影響を受けた養鶏農家への支援対策として「養鶏農家緊急支援対策事業」を緊急的に補正予算として措置しました。

ウ 3例目の発生における本県の対応状況

(ア) 対策本部の設置等

簡易検査の結果を受け，直ちに知事を本部長とする「県対策本部会議」を開催し，迅速な防疫措置とまん延防止対策を図るため，周辺農場の飼養状況の確認や移動自粛の要請などを行いました。

(イ) 防疫対応

1月13日午前6時，疑似患畜と決定されたことを受け，直ちに鶏の殺処分を開始し，14日午前3時に鶏の殺処分が完了し，15日午前2時に処分鶏，糞，飼料等の埋却及び農場の清掃など全ての防疫措置を完了しました。同じく，1月13日午前6時から幹線道路に消毒ポイントを設置し，2月7日午前0時まで車両消毒を実施しました。

また，疫学関連農場については，1月14日午前10時，疫学関連農

場と決定されたことを受け、直ちに鶏の殺処分を開始し、15日午前8時に鶏の殺処分が完了し、16日午前1時に処分鶏、糞、飼料等の埋却及び農場の清掃など全ての防疫措置を完了しました。

(ウ) 制限区域の設定・解除

1月12日から周辺農場の移動の自粛を要請するとともに、1月13日、発生農場を中心とする3km圏内を「移動制限区域」、3～10km圏内を「搬出制限区域」と設定し、告示しました。また、2月1日、清浄性確認検査で異常が認められなかったことから、搬出制限区域を解除・告示するとともに、防疫措置完了後21日が経過し、新たな発生が認められなかったことから、2月7日午前0時に移動制限を解除しました。

(エ) 疫学調査チームによる現地調査

1月13日、発生農場における感染の原因や感染経路の究明を目的として国と連携して調査を行い、21日に調査の概要を公表しました。

(オ) 発生に伴う緊急的な予算措置

1月20日、発生農場の防疫措置等に要する経費として「高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業」、移動の制限の影響を受けた養鶏農家への支援対策として「養鶏農家緊急支援対策事業」を緊急的に補正予算として措置しました。

エ 家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令及びねずみ駆除命令

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、11月18日から翌年1月19日にかけて、県内の家きん100羽以上を飼養する全ての養鶏場に対して、消石灰を配布し、農場内の消毒を指示しました。

また、疫学調査により、野鳥やねずみなどの野生動物の鶏舎への侵入防止対策が重要であることが示唆されたことから、12月10日から23日にかけて、県内の家きん100羽以上を飼養する全ての養鶏場に対して、殺鼠剤を配布し、ねずみの駆除を指示しました。

【発生農場における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う防疫措置】



鶏の搬出



鶏の殺処分

(2) 豚熱及びアフリカ豚熱に対する本県の防疫対応

ア 防疫演習の開催

万一、本県で豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の迅速な防疫措置に資するため、発生を想定した防疫演習を実施しました。

イ 野生動物侵入防止対策

畜舎内への野鳥等の野生動物の侵入防止を図るため、防鳥ネット、防護柵等を整備するよう、国の消費・安全交付金を活用した自衛防疫強化総合対策事業を措置しました。

ウ 死亡野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱検査

国内の死亡野生イノシシで豚熱ウイルス陽性事例が確認されたことなどを受け、国からの通知に基づく死亡野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱検査を開始し、検査を実施した全頭で陰性を確認しています（令和4年7月15日現在）。

8 第12回全国和牛能力共進会に向けた取組について

(1) 第12回全共鹿児島大会に向けた出品対策

ア 「種牛^{しゅぎゅう}の部」

主な出品対策として、全共出品の候補となる優良雌牛の導入支援を平成30年度から開始し、毎年度250頭の導入を行っています。

優良な候補牛を確保するため、関係機関・団体と連携した巡回調査等による飼養管理指導や候補牛の掘り起こしに取り組んでいます。

また、令和3年末には、全共を見据えた「県集合審査会」や、技術員の審査・調教技術の向上を目的とした研修会を開催したところです。

令和4年5月から、各地区で1次予選会、2次予選会を開催し、候補牛の選抜を行い、8月末の県最終予選会において「種牛の部」16頭の県代表牛を決定しました。

(ア) 優良雌牛の導入支援（県単事業：平成30年度～）

50千円×250頭/年＝12,500千円/年

(イ) 優良な候補牛の確保

- ・ 出品条件を満たす牛のリスト作成と導入推進
- ・ 関係機関・団体と連携した巡回調査等による飼養管理指導
- ・ 全共を見据えた「県集合審査会」の開催（令和3年11月）

(ウ) 技術員の審査及び調教技術のスキルアップ研修会の開催

（令和3年11・12月，令和4年6月）

(エ) 県代表牛16頭の選抜（令和4年8月）



県集合審査会（令和3年11月）



調教技術研修（令和3年12月）

イ 「肉牛^{にくぎゅう}の部」

畜産試験場での研究成果を用いて、肥育農家において、平成30年度から毎年度80頭の肥育技術の実証を行っています。

令和3年6月から、県内の優秀な肥育農家18戸において候補牛72頭の肥育が開始されており、引き続き「飼料給与マニュアル」や超音波

肉質診断技術等を活用した定期的な飼養管理指導を実施しています。

令和4年8月には、県代表牛7頭を選抜しました。

(ア) 短期肥育技術の実証

- ・ 出荷月齢を一般的な29ヵ月から全共の24ヵ月に短縮する実証試験への助成
- ・ $25\text{千円} \times 80\text{頭/年} = 2,000\text{千円/年}$
(県単事業：平成30年度～)



定期的な飼養管理指導

(イ) 定期的な飼養管理指導の実施（令和3年7月～令和4年8月）

- ・ 牛肉中のうまみ成分であるオレイン酸の向上に向けた「飼料給与マニュアル」の活用
- ・ 超音波肉質診断技術を活用した肉質等の推定

(ウ) 県代表牛7頭を選抜（令和4年8月）

第12回全国和牛能力共進会 出品牛造成スケジュール													
出品区分	令和2年			令和3年						令和4年			
出品月齢(生後月齢)	08	10	12	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
第1区(若雄) 15～23ヵ月未満	11/7			分娩			7/6			巡回調査・指導			
第2区(若雄1) 14～17ヵ月未満				5/7		分娩		8/6		巡回調査・指導			
第3区(若雄2) 17～20ヵ月未満				2/7		分娩		5/6		巡回調査・指導			
第4区(繁殖雌牛群) 3産以上の産歴				候補牛の掘り起こし、巡回調査・指導						巡回調査・指導			
第5区(高等登録群) 14ヵ月以上				分娩(孫娘牛)			8/6			巡回調査・指導			
第6区(総合評価群) (種牛群) 17～24ヵ月未満	10/7			8/1		分娩		5/6		巡回調査・指導			
(肉牛群) 24ヵ月未満	10/7			分娩		6/1		巡回調査・指導			巡回調査・指導		
第7区(脂肪の質評価群) 24ヵ月未満	10/7			巡回調査・指導		幹葉会		巡回調査・指導			巡回調査・指導		
第8区(去勢肥育牛) 24ヵ月未満	10/7			分娩		巡回調査・指導			巡回調査・指導				
特別区 (高校及び農業大学校) 14～20ヵ月未満	10/21			2/7		分娩		8/6		巡回調査・指導			

ウ 「高校及び農業大学校の部」

優良な候補牛を確保するため、関係機関・団体と連携し、定期的な巡回調査等による飼養管理指導を行っています。また、令和4年4月には、高校生、農業大学生の調教技術のスキルアップを図るため、研修会も開催しました。

令和4年8月末の県最終予選会において「高校及び農業大学校の部」1頭の県代表牛を決定しました。

エ 全共に向けた試験研究の取組

試験研究機関では、飼養管理指導や候補牛の選定に向けて、以下の取組を実施しています。

(ア) 畜産試験場

- ・ オレイン酸などのMUF A (※) の向上に向けた肥育実証試験の成果を踏まえた「短期肥育マニュアル」を策定し、候補牛の飼養管理指導に活用

※MUF A (一価不飽和脂肪酸)

- ・ 「牛肉のおいしさ」成分の一つ
- ・ オレイン酸は代表的なMUF A



肥育実証試験の枝肉調査

(イ) 肉用牛改良研究所

- ・ 近赤外線測定装置を活用した肥育牛のMUF A測定 (データ蓄積・統計処理・分析)
- ・ 超音波肉質診断技術の更なる向上



超音波肉質診断の様子 (左：診断の様子 右：超音波プローブ担当)

(2) 第12回全共鹿児島大会に向けた会場設営等の準備

大会の開催に向けては、令和4年1月に「会場設営」、「催事広報」及び「交通輸送」の実施計画をそれぞれ策定しました。

この計画に基づき、「種牛の部」の共進会会場については、令和4年8月から、審査場や仮設牛舎等の大型テント、催事会場のイベントステージなどの会場設営を開始したところです。

催事会場については、本県の観光案内等を行う「おもてなしエリア」のほか、県産農林水産物や特産品等の展示・販売等を行う「鹿児島県PRエリア」や、畜産ICTなどの最新技術等の展示を行う「協賛企業団体エリア」、鹿児島黒牛など全国の銘柄牛の試食等を行う「和牛振興エリア」などを設置します。また、バーチャル牛舎体験など、楽しみながら和牛の魅力を学べる和牛PR館「かごうしまミュージアム」も設置します。

交通輸送については、共進会会場から離れた鹿児島空港や霧島市役所周辺など6か所に大型駐車場を設置するとともに、シャトルバスを運行するなど、地元の方々の生活に支障を及ぼさないよう渋滞緩和に配慮した対策を実施することとしています。



(3) 大会PR

大会PRについては、令和3年10月に鹿児島中央駅アミュ広場で「大会1年前イベント」を開催するとともに、県内はもとより、東京や福岡等の県外で開催される各種イベントに参加し、大会マスコットキャラクター「かごうしまママ」を活用した大会の周知を行っています。また、テレビ、ラジオ等の各種メディアやSNS等を活用し、県内外への情報発信に努めています。

さらに、県庁や鹿児島空港など5か所にカウントダウンボードを、鹿児島市内の老舗百貨店など県内28か所に懸垂幕等を設置し、大会開催にむけた気運醸成も図っているところです。

これらの取組に加え、令和4年8月以降、順次、羽田空港や博多駅等での大型ビジョンによる動画放映や、テレビ・ラジオでのCM放送を行い、幅広い年齢層へ大会をPRしています。



大会 100 日前
街頭キャンペーンの様子（鹿児島市）



百貨店での「鹿児島展」の様子（東京）

（4）大会運営本部の設置及び従事者説明会の開催

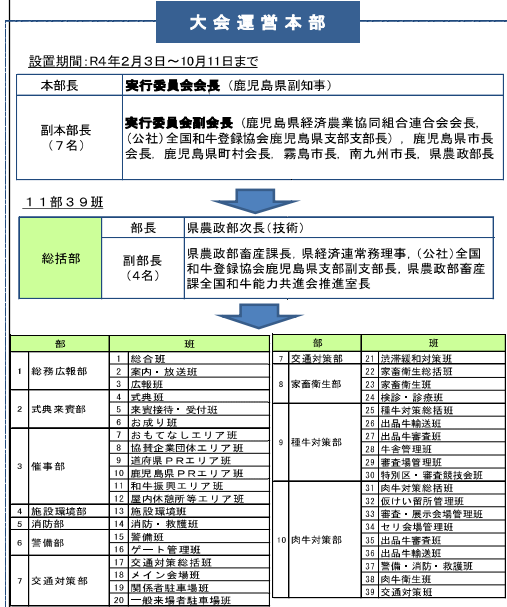
大会の円滑な運営を行うため、県、市町村、関係団体の協力のもと、大会期間中の実務にあたる組織として、11部39班集体の「大会運営本部」を令和4年2月3日に設置したところです。

大会期間中は、県職員や市町村、関係団体職員など約6千名の従事者を動員することとしており、令和4年8月には、実務にあたる従事者を参集した説明会を各班ごとに開催し、業務マニュアルに基づき、大会期間中の実務内容やスケジュール等を詳細に説明したところです。

大会運営本部の設置について

大会運営本部の設置（令和4年2月）

- ◆ 設置の目的
第12回全鹿児島大会の安全かつ円滑な運営を行うため、県、経済連、登録協会県支部、畜産協会、市町村、県農業共済組合等の協力のもと、運営本部体制を構築し、大会期間中の実務にあたる。
- ◆ 設置根拠
第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会運営本部設置要綱
- ◆ 組織概要
 - 組織編成：11部39班集体
 - 本部長：県実行委員会会長（副知事）
 - 配置計画：R4年10月3日～11日（延べ9日間）、約6,000名（うち県職員約3,000名）
 - 設置期間：R4年2月3日～10月11日
- ◆ スケジュール
R4年2月8日：第1回運営本部説明会（大会概要、運営本部・従事者計画(案)概要）
R4年4月26日：第2回運営本部説明会（業務マニュアル概要、部局毎の従事者数の提示・名簿作成等）
R4年8月：業務説明会（班毎の詳細な業務内容）



9 生産資材価格高騰への対応について

コロナ禍の影響が長期化する中，世界的な物流の混乱等に伴う近年の燃油・肥料・飼料などの生産資材価格の高騰により，農業生産の現場では，多くの生産者が厳しい状況に直面しております。

加えて，ロシアによるウクライナ侵攻等により，さらに影響が深刻化・長期化することが懸念されております。

このままでは，農家経営が存続の危機に陥るとともに，わが国の農業及び食料の安定供給に支障をきたす恐れがあり，将来を見据えた食料安全保障の観点からも生産資材価格の高騰に対する支援が急務となっております。

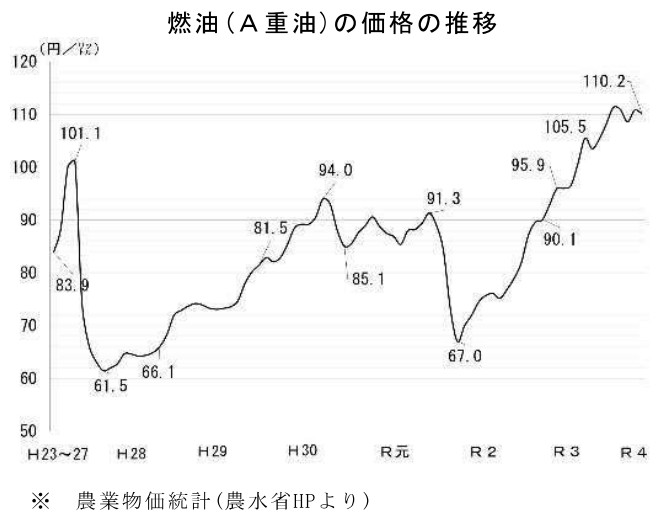
(1) 燃油，肥料，配合飼料の価格等の現状

ア 燃油（A重油）

重油等の燃油は，価格が為替相場や国際的な市況等に影響されやすい生産資材です。

本県では，茶の加工やピーマンなどの施設園芸の冬期加温に多く使用されています。

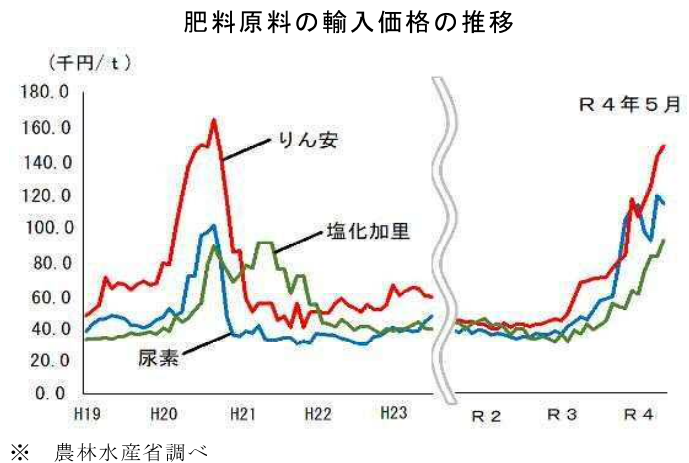
近年のA重油価格は，令和2年5月には67円/ℓまで下がったものの，その後上昇傾向となり，令和4年7月は前年同月と比べ，約2割高の110.2円/ℓとなっています。



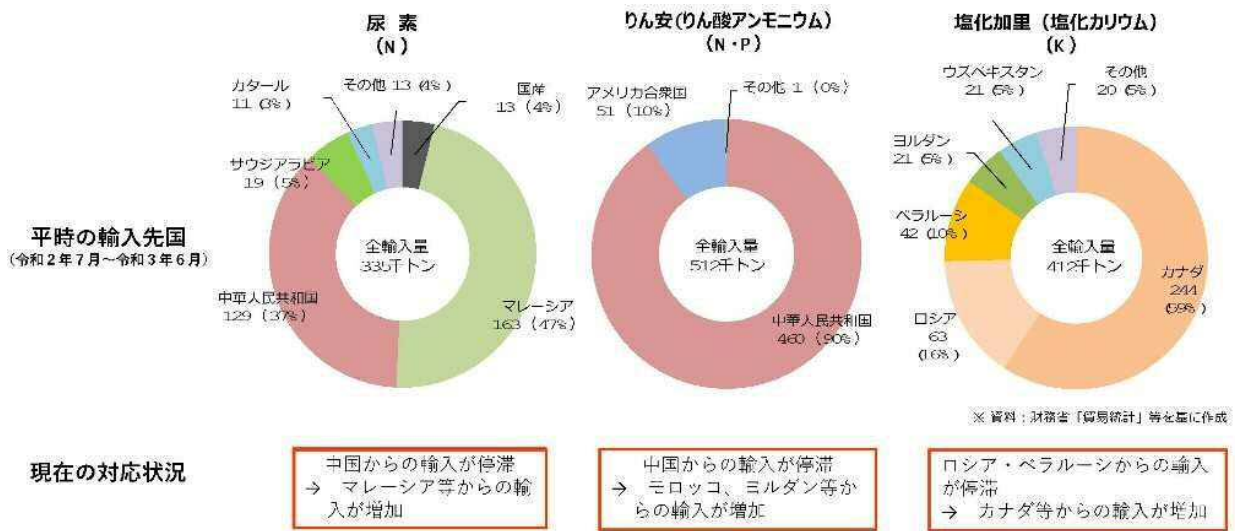
イ 肥料

化学肥料原料の大半は，輸入に依存しており，特にりん酸アンモニウム，塩化カリウムは，ほぼ全量を輸入しています。

近年，穀物需要の増加や原油・天然ガスなどのエネルギー価格の上昇に伴い，化学肥料原料の国際価格が高騰するとともに，中国か



らの輸入が停滞していることから、輸入価格は上昇しております。JA全農の5月の公表では、令和4年の秋肥価格は春肥価格に比べて25～94%高となっています。



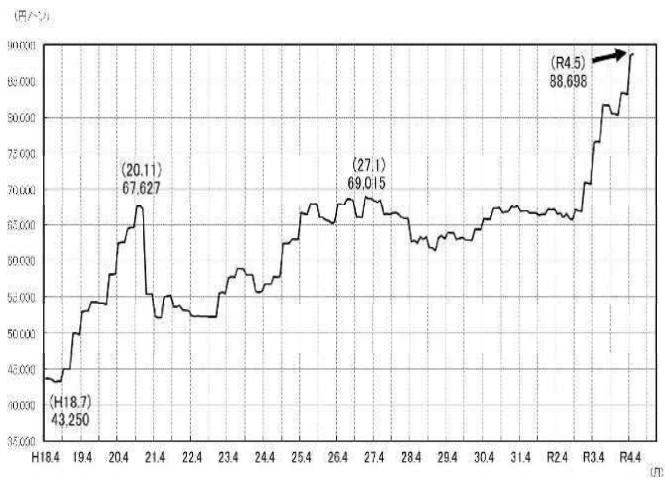
ウ 配合飼料

配合飼料の原料は約5割がとうもろこしであり、その大部分を輸入に頼っています。

令和2年9月以降、米国産とうもろこしの中国向けの輸出成約の増加や南米産とうもろこしの作況への懸念、海上運賃の上昇、為替相場等から、とうもろこし価格の上昇とともに配合飼料価格は上昇し、令和4年5月の工場渡し価格は、

88,698円/tと、前年同月の76,620円/tより116%上昇しています。

配合飼料工場渡価格の推移



(2) 国の動き

国は今年4月、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』を講じたところです。

燃油価格の高騰に対しては、「施設園芸等燃油価格高騰対策」について、セーフティネット機能の強化を図るとともに、産地生産基盤パワー

アップ事業に新たに「施設園芸エネルギー転換枠」を設け、省エネ機器等の導入を支援、肥料価格の高騰に対しては、肥料原料の輸入業者に対する輸入代替国からの調達に要する経費や農業者の組織する団体に対する適正な施肥のための土壌診断に要する経費等への支援、配合飼料等の価格高騰に対しては、「配合飼料価格高騰緊急対策事業」等により、生産者への補填金交付を着実に実施するための基金の積み増しや、国産粗飼料の広域流通のモデル的な取組の実証等を支援しているところです。

また、7月には「肥料価格高騰対策事業」を創設し、肥料コスト増加分の7割を補填する支援を措置したところです。

(3) 県の対応

県では、価格高騰による影響を緩和するため、6月補正予算において燃油、肥料、配合飼料に係る対策を講じるとともに、7月には、必要な予算の確保等について、県開発促進協議会を通じて国に要請したところ です。

ア 相談窓口の設置

農業者からの生産資材価格の高騰に対する相談に対応するため、5月に相談窓口を設置しました。

7月末現在、肥料コストの低減に関する相談が60件と最も多く、その内容は土壌診断に関することや代替肥料に関することなどであり、肥料価格が高騰したことにより、農業者のコスト低減に対する意識が高まっており、県では土壌診断結果に基づく適正施肥や、堆肥を活用した土づくりなどの助言・指導を行っています。

農業者からの相談状況

分類	相談項目	件数
燃 油	燃油コストの削減に関すること	13
	補助事業等の支援に関すること	8
	資金相談に関すること	3
	その他	3
	燃油相談件数 (①)	24
飼 料	自給飼料の栽培・確保に関すること	16
	補助事業等の支援に関すること	5
	資金相談に関すること	13
	その他	11
	飼料相談件数 (②)	33
肥 料	肥料コストの削減に関すること	60
	土壌診断に関すること	35
	堆肥の利活用に関すること	19
	代替肥料に関すること	29
	生育診断に関すること	2
	その他	0
	補助事業等の支援に関すること	10
	資金相談に関すること	1
	その他	7
	肥料相談件数 (③)	78
	合計相談件数 (①+②+③)	135

※ 鹿児島県調べ(7月末時点)

イ 6月補正予算における県の支援策

(ア) 茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業

施設園芸と茶を対象として国が措置している「施設園芸等燃油価格高騰対策」(セーフティネット構築事業)を活用し燃油高騰の影響を緩和するため、加入時に生産者が負担する経費の一部を緊急的に支援することにより、制度への加入を促進するとともに、農家経営への燃油高騰の影響緩和を図ることとしております。

(イ) 燃油等高騰対策機械導入緊急支援事業

燃油価格高騰の影響を受け、燃料費及び肥料費が増加し、経営に影響を受けている農業者に対し、ヒートポンプや製茶機械の熱交換器などの省エネ機器等の導入を支援することとしております。

(ウ) 化学肥料低減化推進事業

肥料の経費削減につながる適正な施肥を促すため、地域振興局・支庁への高速土壌診断器の整備を進めるとともに、堆肥の利用を促すための施肥法の開発等を進めることとしております。

(エ) 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国の配合飼料価格安定制度に加入している農業者の負担経費の一部助成に要する経費として、令和4年度の配合飼料を対象とし、基金造成に必要な農業者負担分のトン当たり600円のうち、昨年度負担400円からの増加分200円を支援することとしております。

生産資材価格の高騰に対する国及び県の主な施策

資材名	支援内容	事業名	事業内容
燃油	燃油価格の高騰に対する影響緩和対策	施設園芸セーフティネット構築事業【国】	国と農業者が1対1で積み立てた資金から、燃油の全国平均価格と発動基準価格との差額を補填
		茶セーフティネット構築事業【国】	
		茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業【県】	
	省エネ機器等の導入支援	産地生産基盤パワーアップ事業【国】	A重油等の価格が高騰している状況を踏まえ、ヒートポンプ等の省エネ機器・設備の導入等を支援
		茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業【国】	茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械のリース導入を支援
		燃油等高騰対策機械導入緊急支援事業【県】	燃料費及び肥料費が増加し、経営に影響を受けている農業者に対し、経費削減につながる省エネ機器、機械の導入を支援。(ただし、国庫補助事業の対象とならない場合に限る)
肥料	肥料コスト低減体系への転換を支援	肥料コスト低減体系緊急転換事業【国】	慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取組として、土壌診断や肥料コスト低減に資する技術の導入等を支援
		肥料価格高騰対策事業【国】	肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援
		化学肥料低減化推進事業【県】	土壌診断に基づく化学肥料の使用量の削減に向けて、高速で診断できる機器の整備や、良質堆肥の生産支援に向けた機器の整備や施肥法の開発
飼料	配合飼料の価格高騰対策	配合飼料価格安定制度【国】	配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、「通常補填」と「異常補填」の二段階の仕組みにより、生産者に対して補填
		配合飼料価格高騰対策緊急支援事業【県】	配合飼料価格安定制度に加入している生産者積立金の一部について支援 (生産者積立金600円/tのうち200円/tを助成)

ウ 国への要請活動

燃油・肥料・配合飼料など，農業分野における生産資材の価格については，コストの上昇を農畜産物の販売価格に転嫁できないことから，農家経営は厳しい状況にあります。

県では，セーフティネットが構築されていない肥料については，制度の具体化を含めた影響緩和対策や，セーフティネットが構築されている燃油や配合飼料については，制度の安定運営を図るための予算の確保等について，7月21日に県開発促進協議会を通じて国に要請したところです。

県内における堆肥入り低コスト肥料の開発・販売

J A 県経済連は，地域資源である畜産堆肥を活用した肥料を開発し，令和4年7月から販売を開始しました。

開発した肥料は茶と園芸作物用の3種類で，これまでの類似肥料と比較し，価格を15～30%抑えることが可能となりました。

今後，対象品目を拡大することとしています。

堆肥入り肥料



10 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（特土法）」の延長について

特殊土壌地帯の災害防除と農地改良を進めるための特土法については、現行法の期限が令和3年度末までであったことから、関係県で組織する特殊土壌対策促進協議会（会長 塩田康一鹿児島県知事）による要請活動を行う等、法延長へ向けて取り組んできたところです。

議員立法により発議された有効期限を5年延長する改正法案は、衆議院・参議院ともに全会一致で可決され、令和4年3月30日に成立、同月31日公布・施行されました。

（1）法の概要

特土法は、特殊土壌地帯において適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として昭和27年に制定された議員立法による5年間の時限法です。

これまで13回目の期限延長がなされ、令和3年度末に期限を迎えましたが、令和4年3月30日の参議院本会議において延長法案が可決され、令和9年3月31日まで期限が延長されました。

（2）法の期限延長に係るこれまでの経過

時 期	事 項
令和3年7月21日	第1回世話人国会議員懇談会総会
令和3年10月8日	鹿児島県議会の意見書採択
令和3年12月15日	第2回世話人国会議員懇談会総会
令和4年3月17日	衆議院本会議にて法案可決
令和4年3月30日	参議院本会議にて法案可決

【世話人国会議員懇談会】



第1回総会開催状況（オンライン形式）



第2回総会開催状況（衆議院議員会館）

(3) 特土法によるメリット

本県は、シラスをはじめ、ボラ、コラ、赤ホヤ等の特殊土壌が分布し、奄美群島を除く全域が本法における特殊土壌地帯として指定されております。

本法の事業計画に基づく、特殊土壌地帯における災害防除や農地改良に関する事業については、後進地域負担特例法の対象条件が緩和され、国の負担割合の引き上げ措置が適用されるなどのメリットがあります。

【本県の主な特殊土壌】



シラス



ボラ

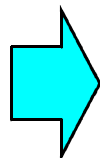
(4) 本県の取組状況

豪雨等による農地の侵食や崩壊等が多発するシラス土壌の畑作地帯において、排水路網の整備を行うことで農地の侵食防止を図っています。

【県営シラス対策事業 第二甫木地区（鹿屋市）】



整備前

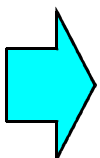


整備後

【県営シラス対策事業 第二下祓川2期地区（鹿屋市）】



整備前



整備後

第2 かごしまの食，農業及び農村の振興に 関して実施した施策及びその成果

※「かごしま食と農の県民条例」に基づき，令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）において，食，農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果についてまとめたものです。

1 県民の農業及び農村に対する理解促進

- (1) 県ホームページをはじめ、各種メディアを積極的に活用して、本県の農業・農村施策等に対する理解促進に努めました。
- (2) 本県農業の認知度向上及びイメージアップを目的に、動画及び資料を活用したPRを行い、本県への就農意欲の喚起を行いました。
- (3) 本県農畜産物等をテーマとした県政出前セミナーを2回実施しました。
- (4) 毎月29日の「かごしま畜産の日」を中心に、消費拡大キャンペーン、出前授業等を実施するなど、本県畜産・畜産物の理解促進に努めました。

2 食及び農業生産の動向

(1) 食料自給率

本県のカロリーベースの食料自給率は、令和2年度（概算値）で前年度より1%減少して77%となっています。

これは、さつまいもにおいて、サツマイモ基腐病の拡大や、いもの肥大が進む9月の日照不足等の影響により生産量が減少（前年比85%（でん粉原料用除く）、同75%（でん粉原料用））、ばれいしょにおいて、高温による病害発生等の影響により奄美地域の収量が減少（前年比90%）したことが主な要因と考えられます。

また、生産額ベースの自給率は、令和2年度（概算値）で前年度より8%増加して283%となっています。

これは、ばれいしょにおいて北海道産の生産量の減に伴う貯蔵量の減少により単価が上昇（前年比128%）、野菜類において全国的に長引いた梅雨や日照不足、台風等の気象災害の影響による生産量の減少や新型コロナウイルス感染症に伴う「巣ごもり需要」によるカット野菜需要の増加等から単価が上昇（前年比111%）したことが主な要因と考えられます。

食料自給率は、その年の天候や市場の動向等に大きく影響されやすいことから、県としては、引き続き、食料自給率の向上・安定に向けた取組を推進していきます。

【食料自給率の推移】

区 分		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (概算値)
カロリー ベース	鹿児島	87%	82%	79%	78%	77%
	全国順位	7位	8位	8位	7位	7位
	全国	38%	38%	37%	38%	37%
生産額 ベース	鹿児島	264%	268%	265%	275%	283%
	全国順位	2位	2位	2位	2位	2位
	全国	68%	66%	66%	66%	67%

(農林水産省調べ)

注) 食料自給率の算定式

カロリーベース=1人1日当りの県(国)産供給熱量÷1人1日当りの供給熱量

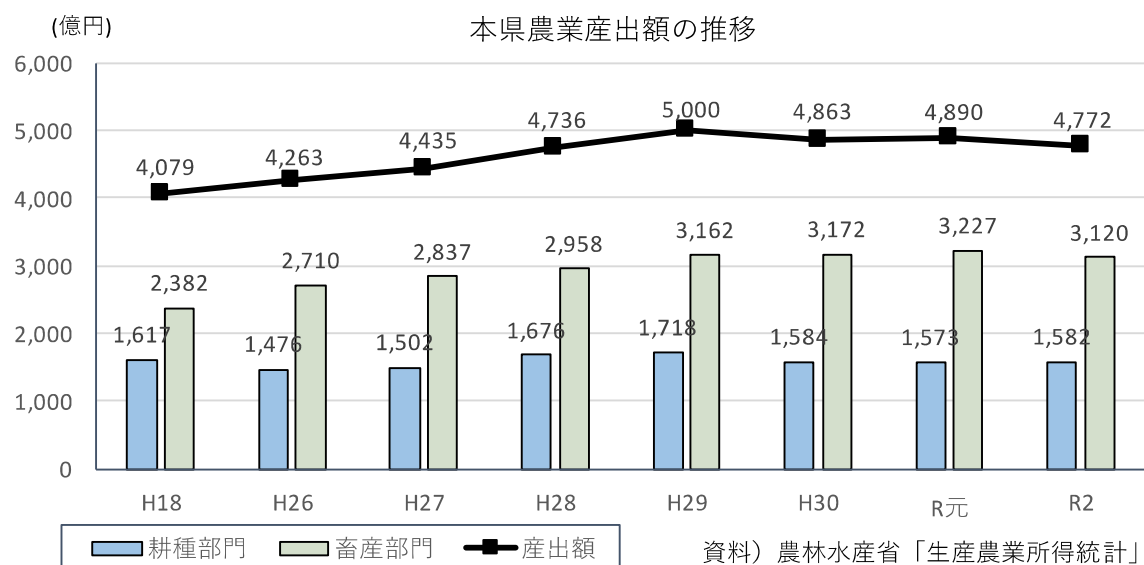
生産額ベース=県(国)内の食料生産額÷県(国)の食料消費額

(2) 農業産出額

令和2年の農業産出額は、対前年比で97.6%の4,772億円となり、4年連続で全国第2位を堅持しています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出需要の低下等が影響し、肉用牛の子牛・枝肉価格低下や茶の価格低下及び生産量の減少に加え、サツマイモ基腐病の発生等によりかんしょの生産量が減少しました。一方、ばれいしょは価格が上昇し、さとうきびは生産量が増加しました。

なお、部門別では、耕種部門が1,582億円（前年比100.6%）、畜産部門が3,120億円（同96.7%）、加工農産物が70億円（同77.8%）となっています。



【農業産出額の内訳】

(単位：億円，%)

項目	農業産出額				増減 R2-R元	前年比 R2/R元	R2年順位	
	R2年		R元年				全国	九州
	金額	割合	金額	割合				
農業産出額	4,772	100.0	4,890	100.0	▲ 118	97.6	2	1
耕種部門	1,582	33.2	1,573	32.2	9	100.6	13	3
米	208	4.4	209	4.3	▲ 1	99.5	26	4
いも類	305	6.4	272	5.6	33	112.1	3	1
野菜	562	11.8	532	10.9	30	105.6	15	4
果実	98	2.1	110	2.2	▲ 12	89.1	21	7
花き	113	2.4	121	2.5	▲ 8	93.4	9	2
工芸農作物	270	5.7	299	6.1	▲ 29	90.3	2	1
畜産部門	3,120	65.4	3,227	66.0	▲ 107	96.7	2	1
肉用牛	1,151	24.1	1,278	26.1	▲ 127	90.1	1	1
乳用牛	106	2.2	107	2.2	▲ 1	99.1	14	2
豚	856	17.9	847	17.3	9	101.1	1	1
鶏卵	273	5.7	263	5.4	10	103.8	3	1
ブロイラー	699	14.6	695	14.2	4	100.6	2	2
加工農産物	70	1.5	90	1.8	▲ 20	77.8	3	1
荒茶	68	1.4	89	1.8	▲ 21	76.4	2	2

資料) 農林水産省「生産農業所得統計」

注) 全国上位5県の状況

①北海道12,667, ②鹿児島県4,772, ③茨城県4,417, ④千葉県3,853, ⑤熊本県3,407

【本県の農業産出額に占める上位10品目の増減】

(単位：億円，%)

順位	品目	R2	R元	H30	H29年	増減 R2-R元	前年比 R2/R元
1	肉用牛	1,151	1,278	1,266	1,258	▲ 127	90.1
2	豚	856	847	806	832	9	101.1
3	ブロイラー	699	695	693	645	4	100.6
4	鶏卵	273	263	263	286	10	103.8
5	米	208	209	211	221	▲ 1	99.5
6	ばれいしょ	165	115	98	120	50	143.5
7	かんしょ	140	157	157	163	▲ 17	89.2
8	茶(生葉)	130	163	185	175	▲ 33	79.8
9	さとうきび	116	109	95	107	7	106.4
10	生乳	88	88	93	93	0	100.0

資料) 農林水産省「生産農業所得統計」

3 食育及び地産地消

(1) 食育

ア 食育活動に取り組む団体等の研修会へ食育シニアアドバイザー(4人登録)を8回派遣し、地域での取組を支援しました。

イ 学校等における農林水産業体験活動を支援し、地域の農林水産業や食文化に対する理解を促進しました。

(食農支援実施校 73校、支援人数 4,304人、支援回数 131回)

ウ 子ども達への食育に携わる指導者を対象に、体験活動を通じた食育の推進、本県農業に対する理解促進及び栄養バランスのとれた食生活の実践等を図るため、「食と農の指導者研修」を開催しました。

エ 1日の望ましい食事の目安を郷土料理などで示した「かごしま版食事バランスガイド」について、県民への普及・啓発を行いました。

(2) 地産地消

ア 県産農林水産物を積極的に利用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」として新たに12店登録しました。

また、地産地消の積極的な情報発信役となる県民を「地産地消推進サポーター」として新たに7人登録するとともに、メール配信やセミナーの開催等による情報発信を行い、県民の県産農林水産物への理解促進と消費拡大の取組を推進しました。

イ 食育に取り組む団体等をはじめとする県民を対象に実施した、かごしまの“食”交流推進セミナーにおいて、県産食材の栄養価や機能性に係る食と健康をテーマとした講演会や、高校生や企業等による地域と連携した取組等を通じ、県産農林水産物への理解促進を図りました。

ウ 高校生等を対象に県産食材を活用したメニューコンテストを実施し、ホームページへの掲載やパンフレットの作成・配布、県内協力企業による商品化に取り組み、県民への波及に努めました。

【県産農林水産物の理解促進に向けた取組事例】

高校生等を対象に県産食材を活用したメニューコンテスト「かごしまおいしいもの選手権」を開催し、応募総数20校、225作品の中から書類審査，試食，プレゼンテーションを経て，9作品を入賞作品として選定しました。

入賞作品のうち4作品が，レストランやコンビニエンスストアで商品化され，若い世代を始めとする県民へ県産食材活用の理解促進を図りました。



最終審査会での試食作成



地域食材をふんだんに使った作品



コンビニエンスストアで商品化



レストランでのフェア



高校生によるプレゼンテーション

4 安全で安心な農畜産物の安定供給

(1) 環境との調和に配慮した産地づくり等

ア 家畜排せつ物を原料とした良質堆肥の施用による健全な土づくりの促進のために，土づくり研修会を開催するとともに産地生産基盤パワーアップ事業を活用し，10市町村261haにおいて堆肥の施用による土づくり活動が実施されました。

イ 農業生産に由来する環境への負荷を低減した生産方法である有機農業の促進のために，農業者へ有機農業に活用できるIPM技術実証・普及や消費者の理解促進に向けた広報活動などによる有機農業の取組を推進した結果，有機農業の取組面積は1,190haとなりました。

【有機農業の取組面積の推移】

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
面積(ha)	922	964	999	1,019	1,190

ウ 化学肥料，化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動の促進のために，環境保全型農業直接支払交付金を活用し，24市町村の1,227haにおいて有機農業や緑肥の作付け，堆肥の施用などの取組が展開されました。

【環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（令和3年度）】

市町村数	件数	取組面積 (ha)	取組内容		
			有機農業	カバー・クロープ ^o	堆肥の施用
24	42	1,227	757	173	297

【みどりの食料システム戦略】

我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、農林水産省は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現など、14の数値目標を掲げ、その実現に向けて、調達から生産、加工・流通、消費までの各段階での課題の解決に向けた取組を進めることとしています。



（2）食の安全・安心対策

- ア 「第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画（令和3～7年度）」に則して、食の安心・安全に関するセミナーや研修会等を開催し、食に関する正確かつ適切な情報の提供や、リスクコミュニケーションを行う人材の育成等に努めました。
- イ 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の生産者への普及・拡大及び流通関係者や消費者への更なる理解促進に努めた結果、認証取得は、63品目、260団体・個人で305件（令和4年3月末現在）となりました。
- ウ 食品表示制度の適正化を推進するため、食品関連事業者等を対象とした講習会への講師派遣や食品表示相談等への対応など食品表示制度の普及・啓発に努めるとともに、食品表示実態調査などの監視指導を行いました。
- エ 農薬の適正な管理と安全使用等の指導を図るために、農薬販売店への立入検査等を行うとともに、農薬指導士を新たに66人認定しました。

5 担い手確保・育成

(1) 経営改善意欲のある農業者の確保・育成

ア 認定農業者の育成

認定農業者が抱える経営課題の解決に向けて、「かごしま農業経営相談所」において、税理士や社会保険労務士などの専門家派遣を46回行いました。

また、地域毎に行う個別相談会や研修会を10地区で15回開催し、個別相談会に44人、研修会に380人が参加しました。

さらに、経営発展を目指す農業経営者が経営ノウハウを学ぶ「かごしま農業次世代トップリーダー塾（全8回シリーズ）」を開催し、19人が受講しました。



かごしま農業次世代
トップリーダー塾

イ 企業等の農業参入

企業等の農業参入を促進するため、相談窓口による助言・指導や企業等農業参入研修会等を開催しました。

その結果、令和3年12月現在で農業に参入している企業等は、新規参入企業が15社、経営方針の転換や農業経営不振による撤退等企業が11社であったことから、前年度に比べ4社増加し、216社となりました。

ウ 労働力確保対策

国内外の多様な人材の確保に向けて、「県農業労働力支援センター」を設置し、労働力確保に関する情報発信や農業法人等からの相談対応などを行うとともに、農業分野における外国人技能実習制度の適正な実施の推進、農協等が行う農作業請負方式による技能実習の支援等に取り組みました。

その結果、令和3年の技能実習生数（農林業）は、平成28年の約1.6倍となる1,041人となりました。

また、農福連携を推進するため、農業法人等を対象に、障害特性を踏まえた具体的な実践手法や障害者と接する際の留意点など、農福連携を進める上で必要な知識を習得するための研修会の開催や、農作業の細分化に関するリーフレットの配布などを行いました。



農福連携人材育成研修会

(2) 新たに就農しようとする者の確保・育成

次代の本県農業を担う優れた新規就農者や雇用就農者の確保を図るため、県内外での就農相談活動や県内法人等への農業インターンシップ、県立農業大学校や市町村農業公社等での教育・研修、就農前の研修や就農直後の経営確立に必要な農業次世代人材投資資金の交付などに取り組みました。また、コロナ禍に対応するため、オンラインによる就農相談活動を行いました。



就農・就業相談会

なお、令和2年度の新規就農者数は、Uターン者を中心に229人となり、また、県内農業法人での新規雇用就農者数は、566人と前年度より増加しました。

【新規就農者・新規雇用就農者の推移】

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
新規就農者	286	273	257	275	229
新規学卒者	55	63	64	70	53
Uターン者	141	127	110	131	119
新規参入者	90	83	83	74	57
新規雇用就農者	552	581	563	458	566

(県農政部調べ)

(3) 女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備

ア 各市町村担い手協議会等との連携による話し合い活動の推進や啓発研修等の開催により、家族経営協定の締結農家は前年に比べて15戸減少し、1,967戸となりました。

イ 女性農業者を対象とした各種研修会の開催等により、女性農業経営士は前年に比べて10人増加し、476人となりました。

ウ 女性による地域資源を生かした新たな商品・サービスの開発をはじめとする起業活動を促進するため、異業種と連携した新商品開発やイベント等での特産品PRなど、地域の活性化につながる取組を関係機関・団体と一体となって支援しました。

(4) 高齢者が活動しやすい環境整備

高齢者が生産活動や地域づくりに参画している生産組織において、作業の軽労化や腰痛軽減のためのアシストスーツの実証や、高齢者でも栽培しやすい品目の栽培指導、地域の農産物直売所の衛生管理指導など、市町村や関係機関・団体と連携して支援しました。

また、高齢農業者の農作業事故を未然に防ぐ取組として、県内22か所で農作業事故防止現地研修会を開催し、2,666人の高齢農業者に対し、農作業安全の啓発を行いました。



農作業安全講習会

(5) 集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進

集落営農の構成員の高齢化が進行する中、スマートフォンアプリやSNSを活用した労働力確保、ドローン防除による省力化など労力不足解消に向けた取組を支援しました。

また、野菜等の高収益作物の栽培技術向上を支援するなど、関係機関と連携して、集落営農の経営安定・向上に取り組みました。



集落営農研修会

6 農地利用，基盤整備

(1) 農地利用

市町村が策定する農地中間管理事業推進計画において，人・農地プランの実現に向けて，機構集積協力金や，基盤整備事業等を活用するなどし，集中的に地域への支援活動を実施する農地中間管理事業の重点地区に対する助言・指導などに取り組みました。

その結果，令和3年度の農地中間管理事業による貸借面積は2,053haとなり，制度が創設された平成26年度以降の累計面積は，九州で最も多い14,113haとなりました。

【農地バンクを活用した農地集積・集約化の取組事例】

長島町城川内地区では，近隣地区の取組をきっかけに農地中間管理事業への取組気運が高まりました。

町は，城川内地区を事業の重点地区に設定し，地域での説明会を開催，地域集積協力金の説明を行うほか，町農地バンク推進員が入念な下準備を行い，地域の将来の農地集積ビジョンを示すなどして地域の参加意欲を促しました。

また，農業委員や農地利用最適化推進委員が地域の農地の貸借ニーズに係る情報提供や農地の「出し手」「受け手」のマッチングを行うとともに，地区の役員と連携して戸別訪問等による地域同意の取りまとめなどを行いました。

町，農業委員会，地域役員が役割分担のもと連携した推進を行った結果，地域の農地の26%にあたる約19haが担い手へ集積されました。

長島町城川内地区の農地バンク事業の取組の概要

	バンク活用前 (R2年度末)	バンク活用後 (R3年度末)
地域の農地面積	72.3ha	72.3ha
農地バンク活用面積	0ha	63.1ha(87.3%)
担い手への集積面積	6.3ha(8.7%)	18.8ha(26.0%)

(2) 基盤整備

ア 生産性の高い農業生産基盤の整備等を推進するため177地区で，ほ場整備108ha，畑地かんがい360ha等を実施しました。

(経営体20地区，畑総93地区，中山間25地区，基盤整備促進39地区)

イ 農業生産力の維持向上に向けて，農道，農業水利施設等の点検とそれを踏まえた効果的な長寿命化対策や円滑な更新を65地区で実施しました。(農道19地区，農業水利施設46地区)

ウ 生産性の高い畜産基盤の整備や飼料自給率の向上を推進するため、飼料生産基盤の開発・整備や畜産関係施設の整備を8地区で実施しました。(草地整備改良26.07ha, 草地造成改良19.87ha)

【大規模畑地かんがい事業の整備状況】

県内各地区の事業進捗状況については、令和3年度に国営事業喜界島地区が着手したことから、県内5地域6地区での事業実施となり、通水エリアの拡大が図られたところです。

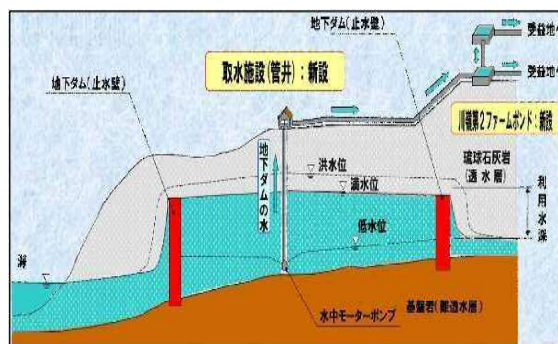
地区名	受益面積	事業期間 ^{※1} (計画)	R3年度末 通水面積
曾於南部	4,000ha	平成元～令和3年度	3,348ha
曾於北部	2,052ha	平成8～令和9年度	778ha
肝属中部	1,537ha	平成9～令和11年度	554ha
徳之島用水	3,451ha	平成9～令和10年度	848ha
沖永良部	1,497ha	平成19～令和8年度	1,048ha
喜界島	(637ha) ^{※2} 2,257ha	令和3～令和23年度	(0ha) ^{※2} 1,574ha

※1 国営と県営を合わせた全体計画

※2 喜界島地区の通水面積は前歴事業にて整備した区域を含んでおり、()書きの面積は新規整備区域の面積である。



喜界島地区開所式



喜界島地区地下ダム模式図

【畑かん営農の推進状況】

大規模畑地かんがい事業の実施地域では、水を利用した収益性の高い営農の展開を図るため、それぞれの地域ごとに、畑かん営農の振興方策や推進品目等を定めた「畑かん営農ビジョン」に基づいた取組を進めています。

これらの地域では、関係機関・団体と連携して、散水器具の活用方法や、畑かんを活用した生産性及び所得の向上等に関する情報を「畑かんだより」や「推進パンフレット」に取りまとめ、農家に配布するとともに、YouTubeも活用して情報発信し、畑かん営農の理解促進に努めました。

また、推進品目に関する実証・展示ほを設置し、その成果を周知することで、畑かん利用技術の普及・啓発に努めました。



畑かん散水記器具の実演会(肝属中部地域)



展示ほによる畑かん利用効果の周知
(徳之島地域)



ごぼうでのかん水実証(曾於北部地域)



YouTubeによる配信(沖永良部地域)

7 生産振興，販売・流通等

(1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等

大消費地における農畜産物の流通・販売状況，競合産地の動向などを調査・分析し，新聞掲載（「消費地の目」：南日本新聞）等による情報発信を行いました。

(2) かごしまブランドの確立

県では，競争力の強い産地づくりと県産農畜産物のイメージアップを目的に平成元年度から「かごしまブランド」確立運動を展開しており，令和4年3月末までに，野菜20団体，花き5団体，果物14団体，お茶98団体，畜産25団体，米2団体の計164団体をかごしまブランド団体に認定しました。

(3) 農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成

ア 米

生産性の高い水田農業を確立し，稲作農家の経営安定を図るため，研修会等を開催し，売れる米づくりや，水田活用の直接支払交付金等を活用した水田フル活用の取組を推進しました。

特に，県育成品種で収量・食味等に優れる「あきほなみ」，「なつほのか」については，高品質栽培技術実証を通じ，品質向上対策などに取り組みました。

また，本県に交付された水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金の合計は64.3億円となりました。

【主食用米(なつほのか，あきほなみ)と加工用米の作付面積の推移】

(単位：ha，%)

	R元年	R2年	R3年	R3/R2
なつほのか (早期水稲に占める割合)	486 (11.1)	559 (12.6)	687 (15.6)	122.9
あきほなみ (普通期水稲に占める割合)	2,332 (15.3)	2,204 (14.8)	2,050 (14.4)	93.0
加工用米	1,199	1,480	1,451	98.0

(県農産園芸課)

【経営所得安定対策等に係る交付実績】

(単位：億円，%)

	R2年度	R3年度	R3/R2
交付金額	67.2	64.3	95.7
①水田活用の直接支払交付金	64.7	60.8	94.0
②畑作物の直接支払交付金	2.5	3.5	140

(農林水産省)

【水田裏作を活用した水田フル活用の推進】

食の外部化や簡便化が進み、加工・業務用野菜の需要は増加傾向であることから、本県では水田を活用した野菜等の導入に向けた排水対策等の取組を支援しています。

これまで取り組みのあったレタスに加え、水田を活用した加工用ばれいしょやさといもの取組が進みつつあります。



水田裏作における栽培実証現地検討

イ さつまいも

(ア) でん粉原料用や焼酎原料用など用途別の需要に応じた計画生産を推進するため、「さつまいも健全種苗研修会」の開催や技術情報等のチラシの作成・配布を行いました。

また、平成30年度以降、被害が拡大しているサツマイモ基腐病等の発生防止に向けた研修会の開催や、新聞等を活用して防除暦や防除対策のポイントを周知するとともに、民間育苗業者等に対し、蒸熱処理装置や育苗資材等の導入支援を行いました。

(イ) でん粉工場周辺的环境保全や公害防止対策を推進するため、環境保全対策研修会の開催等を実施しました。

ウ 野菜

(ア) 施設野菜の生産安定を図るため、ピーマン、トマト等の果菜類を対象に、実証ほの設置や研修会等の開催を通じて、ハウス内の温湿度や炭酸ガス濃度等の制御により増収を図ることが可能な環境制御技術の導入を推進しました。

また、露地野菜の生産安定を図るため、高齢化等による労働力不足に対応した省力栽培技術や病害対策技術を推進しました。

(イ) 水田を利用した加工・業務用野菜の産地づくりを進めるため、水田裏作のレタス、ばれいしょを栽培する大規模生産農家に対して、加工・業務用に適した品種選定や排水対策、出荷先確保などの生産安定に向けた取組を支援しました。

(ウ) 輸出向けさつまいもの産地づくりを進めるため、農協や農業法人が行う残留農薬分析やウイルスフリー苗導入、輸送用資材の導入検討などの生産安定に向けた取組を支援しました。

(エ) 農家の経営安定を図るため、市場価格が低落した場合に補てん金が交付される国の「指定野菜価格安定制度」や「県単野菜価格安定制度」などを活用し、生産者へ2.9億円の補てん金を交付しました。

エ 果樹

- (ア) 本県の温暖な地理的特性や優位性を発揮できる競争力のある果樹産地づくりを目指して、施策の展開や生産目標等を定めた「鹿児島県果樹農業振興計画（令和3年3月策定）」に基づき、高品質果実の生産安定を図るため、ハウス施設や省力化機械等の導入、消費者ニーズに対応した集出荷体制の整備を支援しました。
- (イ) また、マンゴーについては、秋冬期の高温による発らい遅延の対策として、ヒートポンプの冷房機能を活用した夜冷処理技術の推進、県農林水産物輸出促進ビジョンの重点品目に位置づけられたきんかんについては、輸出相手国の残留農薬基準に対応した「輸出向け防除暦」の作成支援を行うなど、各品目の振興を図りました。
- (ウ) 担い手の高品質果実の生産と省力化を促進するため、国の事業等を活用した、たんかん、大将季等の優良品目・品種への改植等や、園内道、用水・かん水施設の整備などを支援しました。

【パッションフルーツの振興】

本県のパッションフルーツは、令和元年産の栽培面積（35.0ha）、生産量（305.6t）共、全国第1位となっています。

パッションフルーツは、そのまま食べても美味しいが、ソースやジュースなど、様々な利用法があることから、需要が高まっており、市場関係者などから生産量の拡大が求められています。

このような中、農業開発総合センターが開発した、結果枝をつり上げることで、単収向上が期待できる「つり上げ仕立て技術」の普及に取り組みました。



つり上げ仕立ての現地研修会

オ 花き

- (ア) 花き農家の経営安定を図るため、暖房コスト低減が可能な夏秋スプレーギクの促成栽培における適品種の選定や、ソリダゴの出荷方法の改善による流通コストの削減に取り組みました。
- また、需要が高く有望品目であるトルコギキョウの新規導入を推進するとともに、テッポウユリ初の八重咲き品種「咲八姫」の栽培技術の確立等に向けた検討を行いました。
- (イ) 花きの安定生産・高品質化を図るため、優良種苗の供給やハウス・平張施設の整備を推進するとともに、商品性の高い花づくりに対する生産者の意識向上を図るため、県フラワーコンテストを開催しました。

(ウ)「かごしまの花」のPRと消費喚起を図るため、県内の花き生産・流通の関係団体と連携して、駅・空港や商業施設等における花飾りの展示や小学生を対象としたフラワーアレンジメント教室を開催しました。

【トルコギキョウの新規栽培の推進】

冠婚葬祭や家庭消費など幅広い用途に利用でき、需要が高く有望な品目であるトルコギキョウの生産拡大を図るため、県内全域のトルコギキョウ栽培者等を対象とした栽培技術向上研修会を鹿屋市の優良農家ほ場で開催しました。

また、新規でトルコギキョウの栽培を開始した南薩地区4名、指宿地区1名の技術習得を図るため、各地域の普及指導員がJA営農指導員等と連携し、個別巡回等による重点指導を行いました。



有望品目として期待されるトルコギキョウ 優良農家ほ場における栽培技術向上研修会

カ さとうきび

(ア) 製糖工場の安定操業，生産農家の所得向上を図るため、「さとうきび増産計画（平成27年12月改定）」に基づき，機械導入等の支援による農作業受託組織の育成をはじめ，地域の条件に適した優良種苗の普及，省力化設備等の整備支援による製糖工場の働き方改革への対応など，関係機関・団体と一体となり，生産者及び製糖工場の経営安定を推進しました。

(イ) 令和3年産さとうきびは，台風などの気象災害の影響が少なかったことから，生産量は54万3千トン（前年比104%），収穫面積は9,511ha（同99%），10アール当たりの収量は5,706kg（同105%）となりました。

【県の奨励品種「はるのおうぎ」の令和4年産からの一般栽培に向けた優良種苗の確保】

さとうきびの生産量を確保するため、萌芽性が高い株出し多収品種が求められています。

このため、令和元年8月に奨励品種に選定された「はるのおうぎ」の優良種苗の確保に努め、種子島においては、令和4年産からの一般栽培に向けて種苗供給を開始しました。

「はるのおうぎ」は、「農林8号」と比較して、①茎数が非常に多く、②細茎でしなやかなため倒伏しにくく、③株出し萌芽性が極めて高いことなどから、単収と産糖量が多く、さとうきびの安定生産に寄与することが期待されます。



キ 茶

(ア) 「儲かる茶業経営」を実現するため、『「かごしま茶」未来創造プラン（平成31年3月策定）』に基づき、収益性の高い品種への新・改植や抹茶の原料となるてん茶など高収益な茶種への転換、海外輸出に向けた有機栽培茶の生産拡大などに取り組みました。

(イ) 「かごしま茶」の販路拡大を図るため、県内外の販売協力店等と連携したPR活動や県内茶商が行う首都圏での販売促進活動への支援、誰でも手軽に美味しくお茶が飲める「フリーズドライ緑茶」の商品化など付加価値向上の取組を支援しました。

(ウ) 茶の輸出については、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」等に基づき、令和7年度の輸出額20億円の目標達成に向けて、海外バイヤーとのオンライン商談会への出展支援、かごしま茶「せいめい」研究会の活動促進などに取り組みました。

また、輸出拡大を図るため、てん茶工場への出荷及び包装機械の導入を支援しました。

【「せいめい」研究会の取組】

令和3年5月11日に、県内の茶商、生産者、種苗生産者、機械メーカー、関係機関・団体で構成される、かごしま茶「せいめい」研究会が発足しました。

研究会では、産地化に向け、令和7年度に110haの栽培面積を目標にしています。また、品種の特性を生かした生産・加工技術の開発により品質向上を目指すとともに、茶商と生産者が連携して海外の実需者ニーズに合った商品づくりに向けて調査・研究を行うこととしています。



研究会発足式



左：やぶきた
右：せいめい

ク 葉たばこ

(ア) 低コスト・高品質葉たばこづくりを推進するため、県たばこ耕作組合等の関係団体と連携し、作柄検討会や技術研修会等を開催しました。

(イ) たばこの需要減少に伴い、日本たばこ産業株式会社による令和4年産の廃作募集が実施されたことから、廃作希望者に対して、県たばこ耕作組合と連携したカウンセリングを実施し、代替品目の検討や技術指導などの支援を行いました。

(単位：人， ha)

令和3年産		廃作者数 (割合)	廃作面積 (割合)	令和4年産	
耕作者数	面積			耕作者数	面積
181	360	88 (49%)	147 (41%)	94	208

※令和4年産の耕作者数は新規就農1名を含む

ケ 肉用牛

(ア) 肉用牛の生産基盤の維持・拡大を図るため、県・市町村・経済連・農協等からなる県肉用牛振興協議会内に「肉用牛生産基盤強化推進本部」を設置し、増頭意欲のある担い手農家や新規就農者等に対して、増頭推進リーフレット等を活用した個別巡回、研修会を実施

するとともに、国の生産基盤拡大加速化事業や県の家畜導入事業を活用し、繁殖雌牛の増頭を推進しました。

また、地域の関係者が連携して収益性の向上を図る畜産クラスター事業などの各種補助事業等を活用した牛舎等の整備に取り組むとともに、中小規模・高齢農家の労働負担軽減のため、肉用牛ヘルパーやコントラクターの活用を推進しました。

(イ) 肉用牛経営の安定を図るため、繁殖経営対策として肉用子牛生産者補給金制度、肥育経営対策として肉用牛肥育経営安定交付金制度の生産者積立金の一部を助成しました。

(ウ) 県畜産試験場においては、子牛育成技術について商品性向上のための育成技術の開発・普及、鹿児島黒牛の美味しさについて、MUF A 向上に向けた給与技術の推進を図りました。

※ MUF A (一価不飽和脂肪酸) : 「牛肉のおいしさ」成分の一つ
オレイン酸は代表的なMUF A

(エ) 県肉用牛改良研究所においては、遺伝子解析等の最先端技術を活用した優良種雄牛の造成と改良の推進に努めました。



コ 乳用牛

(ア) 需要に見合った生乳生産を基本とし、生産基盤の強化による酪農経営の安定を図るため、畜産クラスター事業や畜産・酪農生産力強化対策事業などを活用した規模拡大や後継牛確保に取り組みました。

(イ) 酪農家の労働負担軽減につながる酪農ヘルパーなど外部支援組織の強化を推進しました。

- (ウ) 乳用育成牛確保支援事業を活用し、県内で育成された優良な乳用育成牛を導入・確保する取組を支援しました。
- (エ) 学校給食用牛乳の供給を推進するとともに、6月1日の「牛乳の日」を中心とした各種イベントや県広報媒体等を活用したPR活動などを通じて、県内産牛乳の消費拡大に努めました。

サ 豚

- (ア) 競争力のある養豚経営の育成と安心・安全で高品質な豚肉生産の低コスト化を図るため、畜産クラスター事業等の活用による豚舎等の整備を推進しました。
- (イ) 養豚経営の安定を図るため、肉豚経営安定交付金制度の生産者積立金の一部を助成しました。
- (ウ) かごしま黒豚^{にいまるいちご}については、平成27年度に造成した第4系統豚「クロサツマ2015」など系統豚の普及・定着や、かごしま黒豚ブランドの維持・向上に努めました。また、県畜産試験場において、産肉能力等に優れた新たな「第5系統豚」の造成を本格的に開始しました。

シ 採卵鶏

- (ア) 飼養規模拡大や飼養衛生管理の改善による生産性・収益性の向上とともに、生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター事業等の活用によるウインドレス鶏舎等の整備を推進しました。
- (イ) 採卵鶏経営の経営安定を図るため、卵価低迷時の価格差補てんを行う鶏卵生産者経営安定対策事業の生産者積立金の一部を助成しました。

ス 肉用鶏

- (ア) 飼養規模拡大や飼養衛生管理の改善による生産性・収益性の向上とともに、生産基盤の強化を図るため、畜産クラスター事業等の活用によるウインドレス鶏舎等の整備を推進しました。
- (イ) ブロイラー農家の経営安定を図るため、ブロイラー価格低迷時の損失を補てんするブロイラー価格安定基金の生産者積立金の一部を助成しました。
- (ウ) かごしま地鶏（さつま若しゃも、さつま地鶏、黒さつま鶏）の認知度向上や販路拡大を図るため、福岡県での展示商談会に参加し、試食宣伝などのPR活動を行いました。

【FOOD STYLE Kyushu 2021 出展状況】

福岡で開催された展示商談会に参加し、飲食店や量販店のバイヤーに対し、かごしま地鶏（さつま若しゃも、さつま地鶏、黒さつま鶏）の試食・宣伝などを行い、かごしま地鶏の認知度向上及び販路拡大に努めました。

開催日：令和3年11月10日～11日
場 所：マリンメッセ福岡
主 催：FOOD STYLE Kyushu実行委員会
来場者：約1.5万人（2日間計）



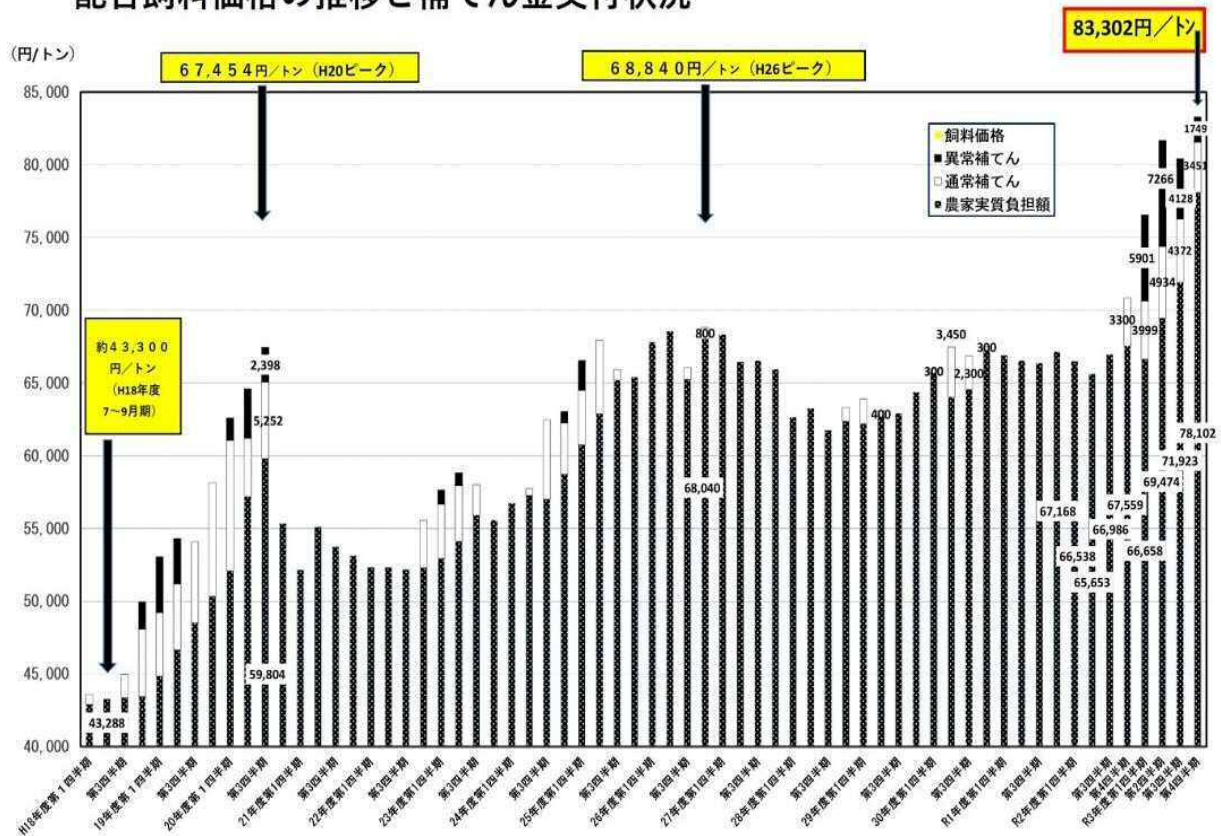
セ 自給飼料

- (ア) 飼料自給率の向上を図るため、畜産農家や飼料メーカーへの飼料用稲の需要調査を実施し、耕種農家とのマッチングを推進した結果、令和3年度の作付面積が4,130ha（前年比98%、うちWCS用稲3,451ha、飼料用米679ha）となりました。
- (イ) 労働負担の軽減を図るため、飼料生産の外部化を推進しており、コントラクター組織は37組織、TMRセンターは4組織となっています。
- (ウ) 県畜産試験場においては、ソルガムの品種選定やテフグラス、トランスバーラの栽培調整技術を確立しました。

ソ 配合飼料

- (ア) 配合飼料価格は、平成27年1～3月期には円安基調によりt当たり68,840円となったものの、その後は6万5千円台前後で推移していたが、令和4年1～3月期は穀物需要の増加やウクライナ情勢、円安等を背景に8万円台に高騰しました。
- (イ) 飼料価格の激変による畜産経営への影響を緩和するための配合飼料価格安定制度については、直近の令和3年度第4四半期（令和4年1月～3月期）は、トン当たり5,200円の価格差補てんが発動され、令和2年度第4四半期から5期連続交付されたところです。

配合飼料価格の推移と補てん金交付状況



タ 畜産物の流通

子牛の令和3年度の出荷頭数は、88,465頭（前年比101.5%）で、うち約16%に当たる14,128頭が県外へ出荷されています。

また、令和3年のと畜頭数は、肉牛99,293頭（同比99.2%）、肉豚2,755,450頭（同比99.4%）となっています。

生乳の令和3年の生産量は、77,311t（同比98.3%）で、うち約29%が県内で処理・製品化され、残りは県外へ移出されています。

鶏卵の令和3年の生産量は、183,220t（同比96.4%）となっており、ブロイラーの令和3年の出荷羽数は、141,076千羽（平成31年比100.9%）となっています。

※ ブロイラーの出荷羽数年比較について、令和2年畜産統計（国）の公表がないことから、平成31年畜産統計（国）の数値を引用し、算出しています。

チ 和牛精液の流通管理

（ア）和牛精液等の適正な流通管理の徹底を図るため、県内の家畜人工授精師等を対象に、家畜人工授精所の開設を許可しました。令和3年度末時点での家畜人工授精所数は790か所となっています。

- (イ) 家畜保健衛生所は、家畜人工授精師に対して、授精業務の記録や精液等の使用状況等について年2回検査し、家畜人工授精業務の適切な実施や精液等の適正管理を指導しました。
- (ウ) 精液等の不正利用・流出等を防止するため、凍結精液等を生産する種畜場と家畜人工授精師との利用許諾契約の締結を推進しました。
- (エ) 県内の凍結精液を生産する全ての種畜場において精液を封入する容器（ストロー）への種雄牛名と採精年月日を印字する機械の導入を推進しました。

ツ 県育成品種の知的財産保護に関する取組

種苗法改正に伴い、県が育成した登録品種の取扱について、①種苗等の海外持出禁止、②令和3年4月以降に出願する品種は本県以外の地域での栽培を制限することに加え、③生産者は自家増殖の許諾手続きや許諾料を不要とすることを定め、関係者等を通じて農業者や種苗業者への周知に努めました。

(4) 農畜産物の販路拡大等

- ア 大消費地の老舗高級果物店（東京）での「かごしまフェア」の開催や、県内外の量販店と連携した「かごしま」を前面に打ち出した販売促進活動など、かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上と販路拡大に取り組みました。
- イ 調理師専門学校（東京）と連携し、県産農畜産物を活用した体験授業や、オリジナルメニューの発表、試食会の開催による認知度向上に取り組みました。
- ウ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、量販店等における対面での試食宣伝が困難な状況にある中、対面での試食宣伝に代わる農産物のPR方法として、農業者やインフルエンサーが出演する動画を作成し、量販店の店頭での放映のほか、SNSやウェブサイト上での情報発信に取り組みました。
- エ 「かごしまの食ウェブサイト」を活用した県産農産物の紹介動画配信や、大手料理レシピサイト内に開設した「鹿児島島のキッチン」を活用した料理レシピの紹介などの情報発信のほか、県政広報番組によるかごしまブランド産品の紹介など、マスメディアと連携した県産農畜産物のPRに取り組みました。
- オ 農畜産物の輸出については、2025年度（令和7年度）の輸出額300億円達成を目標とする「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」に基づき、アジアやアメリカ、EUなどの重点国・地域に対して、重点品目の輸出拡大に向けた戦略的取組を展開しました。

(5) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立等

- ア 水田を利用した加工・業務用野菜の産地づくりを進めるため、水田裏作のレタス、ばれいしょを栽培する大規模生産農家に対して、栽培技術改善の取組を支援しました。
- イ 鹿児島6次産業化サポートセンターを設置し、経営改善戦略の作成及び実現に向けた支援や、商品開発等に関する助言・指導を行うとともに、商品のブラッシュアップに向けたセミナーや、加工技術の向上に向けた相談会等を開催しました。
- ウ 6次産業化に取り組む農林漁業者等が開発した商品の販路拡大を図るため、県内外の小売店等での販売スペース確保や相談会への出展支援を行いました。
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、これからの6次産業化の商品開発・販路拡大を図るため、自動販売機による販売機会の提供や、クラウドファンディングを活用した新商品の販路開拓、リモート相談会の開催、地域商社の活用による6次産業化商品等の販路拡大支援を行いました。
- オ 県産農林水産物を活用した加工食品の販路拡大を図るため、商品づくりや商談の進め方等について相談会を開催するとともに、加工事業者とバイヤー等とのマッチング相談会を開催しました。
- カ 大隅加工技術研究センターでは、県産農産物の付加価値向上に向けた加工・流通技術の研究・開発に取り組むとともに、食品加工事業者等が自ら行う加工品開発や販路拡大等の支援を行いました。

(6) 観光産業及び外食産業との連携

GAP等認証食材を活用したレストラン（東京）と連携した「かごしまフェア」を開催し、「かごしまブランド産品」をはじめとする、県産GAP等認証食材を使用した料理を提供し、消費者に対する県産農畜産物のPRに取り組みました。

また、大消費地のホテルやレストラン等と連携したフェアを開催し、「かごしまブランド産品」をはじめとする県産農畜産物を使用した料理をレストラン等で提供するなど、消費者に対する県産農畜産物のPRに取り組みました。

8 生産性向上

(1) 農業技術の開発等

農業開発総合センターでは、県単事業や国公募型試験研究事業等を活用して、令和3年度は耕種97課題、畜産24課題の計121課題に取り組みました。

生産力・経営力を強化する研究として、「新たな仕立て法によるパッションフルーツの単収向上技術の開発」や「鹿児島黒牛」を支える種雄牛の造成」、スマート農業技術の開発として、「茶のロボット施肥機の開発と作業性能」、県産農畜産物の高付加価値化の研究として、「加温ハウス栽培「大将季」における節水管理移行期の目安となる果実品質（ブランド率向上のための水管理技術）」、新たな病害虫や気候変動への対応など持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究として、「露地野菜における糖含有珪藻土の条施用による畝内土壌還元法（消毒法）」など、34件の成果が得られました。

その成果については、「お役立ち情報」として取りまとめ、パンフレット配布やホームページを通じ、生産者に提供しました。また、近年、注目されている有機農業については、これまでの研究成果をまとめた技術マニュアルを作成しました。

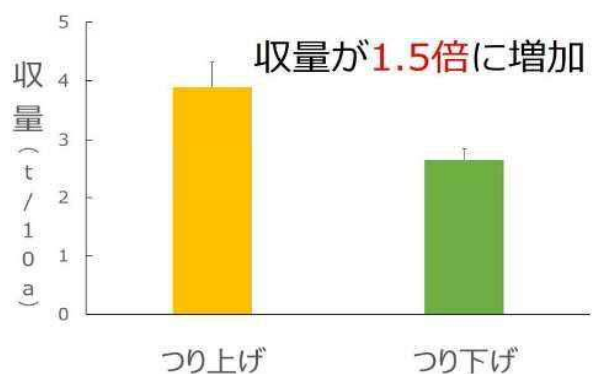
また、令和4年2月8日に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）と連携協力に関する協定を締結し、サツマイモ基腐病の緊急防除対策など共同研究の推進等の取組を始めました。

【新たな仕立て法によるパッションフルーツの単収向上技術の開発】

新たな栽培技術として開発した「パッションフルーツのつり上げ仕立て法」は、従来のつり下げ仕立て法より収量が約1.5倍となり、誘引する角度は、垂直より仰角が75°になるようにすることで、収益性の高いS～M階級の果実割合が向上することを明らかにしました。



仰角75°のつり上げ仕立て法



仕立ての違いが収量に及ぼす影響

【有機農業の技術マニュアル】

農業開発総合センターでは、平成29年度から令和3年度に「持続性の高い有機農業技術体系の確立」事業で取り組んだ、有機液肥や天敵類活用技術の開発、野菜や果樹等の栽培技術等の研究成果を基に、令和4年3月に「有機農業の技術マニュアル」を作成し、配布しました。



天敵温存植物を用いた天敵利用技術



(2) 普及指導活動の内容

ア 農業者や関係機関・団体の意見等を踏まえて作成した「普及指導計画」に基づき、関係機関等と連携しながら、農業者への技術・経営指導に重点的に取り組むなど、地域課題及び農業者の高度で多様なニーズに対応した普及活動を展開しました。

イ 現地の重点課題の解決や普及職員の資質向上を図るため、専門普及指導員が中心となり、普及職員と連携して課題解決に取り組む重点プロジェクト（令和3年度：4課題）に加え、全普及職員が新技術等の普及や地域農業の課題解決方法に関する調査研究を実施しました。

(3) 動植物の防疫体制

ア 植物防疫

農作物に多大な影響を及ぼすミカンコミバエやアリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病などの侵入病害虫や、サツマイモ基腐病などの重要病害虫について、まん延防止に向けた防除対策に取り組みました。

(ア) ミカンコミバエ

令和3年度は11市町村において調査用トラップで23匹の誘殺が確認されましたが、国が策定したマニュアルに基づき、誘殺板設置などの初動対応を国や市町村等と連携して実施した結果、定着は確認されていません。

(イ) アリモドキシウムシ

鹿児島市における調査用トラップで、令和3年10月20日、令和4年4月6日及び5月18日にそれぞれ1匹ずつ計3匹の誘殺が確認されましたが、国が策定したマニュアルに基づき、トラップ増設などの初動対応を国や市町村等と連携して実施した結果、定着は確認されていません。また、喜界島における根絶を図るため、不妊虫放飼等による防除活動に取り組みました。

(ウ) 奄美群島でのカンキツグリーンング病

まん延を防止するため、感染樹の発生調査及び伐採処分を行うとともに、媒介昆虫であるミカンキジラミの防除等を実施しました。

(エ) サツマイモ基腐病

防除技術の確立に向けた試験研究を実施するとともに、防除対策技術の周知や基金事業等を活用して、健全苗の確保に向け農協等の育苗施設に対し、蒸熱処理装置の導入や肥料・農薬等の育苗資材の購入支援を行いました。

イ 動物防疫

(ア) 令和3年度シーズンにおける鳥インフルエンザについては、令和3年11月10日に秋田県内で最初の発生が確認されて以降、12道県の農場で25事例の発生が確認されました。

また、本県においても、出水市及び長島町の養鶏場において発生が確認されましたが、関係機関・団体の御協力のもと、3件の発生に抑えることができました。

(イ) 畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るため、家畜保健衛生所を中心に関係機関・団体、生産者が一体となって地域の自衛防疫体制を整備するとともに、家畜飼養農場の立入検査を実施しました。

また、家畜伝染病の万一の発生に備え、防疫演習を実施しました。

【令和3年度鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱防疫演習】



本県で豚熱や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、発生を想定した防疫演習を実施しました。

開催日：令和3年10月7日

場所：県獣医師会館（web配信）

参加人数：約326人（畜産関係団体、生産者・生産者団体、他県、関係業者国・大学、県、市町村、自衛隊等）

9 農業災害防止等

- (1) 令和3年の農業の被害総額は57.1億円で、このうちハウス、畜舎等の農業施設を含む農作物等の被害額が4.6億円(8.1%)、農地、農業用施設の耕地関係の被害額が52.5億円(91.9%)となっており、農地、農業用施設の復旧状況は、令和4年7月末時点で53.7%の発注率となっています。

また、大雨による被害発生時には、農業制度資金について、被災農業者に対する災害関係資金の円滑な融通及び既貸付金の償還条件の緩和を融資機関に要請しました。

- (2) 降雨などによる災害から人家や農地を守るための防災対策を59地区で実施しました。(農地保全12地区、ため池等整備事業22地区、防災ダム3地区、湛水防除1地区、農村地域防災減災16地区、海岸保全5地区)
- (3) 令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づいて、決壊した場合の被害が大きい農業用ため池(防災重点農業用ため池)に対する防災対策を実施するための安全性の評価(劣化状況評価159箇所、地震耐性評価41箇所、豪雨耐性評価54箇所)を実施しました。
- (4) 桜島降灰により農作物に被害が発生している市町を対象として、降灰被害から農作物を守るビニールハウスや、農作物に付着した降灰を除去する洗浄施設等の整備(76地区)を支援しました。
- (5) 野生鳥獣による農作物の被害を防止・軽減するため、「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つの取組を、一体的かつ総合的に推進し、40市町村において、イノシシ(17,753頭)、シカ(22,103頭)などの有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備(延べ218km)など、市町村被害防止計画に基づく取組を支援しました。

なお、令和3年度の農作物の被害額は、前年度と比較し、イノシシやヒヨドリ被害の減少により、3.33億円(対前年度比84%)となりました。

- (6) 農業保険について、台風等による被害が発生した際は、迅速かつ適切な損害評価及び共済金の早期支払体制の確立に取り組むよう農業共済組合を指導するとともに、農業経営の新たなセーフティネットである収入保険の加入促進に取り組みました。

令和3年度の共済金の支払いは、家畜共済が56.6億円、水稻共済が9千万円、さとうきび共済が3千万円などで総額58.0億円(任意共済除く。)となりました。

また、収入保険の令和3年の加入実績は1,656件でした。

10 農村振興

(1) 快適で魅力ある農村づくり

ア 農村集落とNPO等の多様な主体との連携による農村集落の課題解決活動を支援しました。

また、自主的な話し合い活動を基本とした魅力ある農村づくりに取り組んでいる優良事例の普及を図るため、模範的な取組をしている2団体と2名を県知事賞に選定しました。

イ 地域資源活用による交流人口の拡大や農村集落の活性化を図るため、4モニターツアーを通じて、農村地域とホテル等とが連携した9つの農村体験プログラムの開発を支援しました。

ウ グリーン・ツーリズムの推進を図るため、農泊実践研修会等を開催し、体験型教育旅行（修学旅行）や新しい生活様式に対応した受入体制の充実・強化に努めました。その結果、令和3年は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、10市町村で1,665人（前年比：148.4%）の体験型教育旅行生を受入れました。

エ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るため、多面的機能支払交付金の活用を推進しました。令和3年度には、40市町村の46,420haで農地・農業用施設等の地域資源の保全及び質的向上を図る共同活動が展開されました。

(2) 中山間地域の振興

ア 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、集落協定等に基づく荒廃農地の発生防止のための活動を促進するため、中山間地域等直接支払交付金の活用を推進しました。

その結果、令和3年度には、26市町村の7,111haにおいて、農業生産活動を継続させるための水路、農道の管理活動や農作業の受託、景観作物の作付け等の取組が展開されました。

イ 棚田地域の持続的な発展に向けて、水路や農道の点検整備などの保全活動を支援するとともに、棚田カードの作成等により棚田地域をPRしました。

また、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に、1市2地域が新たに指定されました（令和3年6月指定）。

【つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～】

農林水産省は、棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解促進を図るため、令和4年3月に優良な棚田を「つなぐ棚田遺産」として認定し、本県からは4棚田が認定されました（令和4年3月認定）。



（3）離島地域の振興

ア 県では、これまでに、熊毛地域で「かごしまのブロッコリー」「かごしまのレザーリーフファン」「かごしまのたんかん」「かごしまのマンゴー」、奄美地域で「かごしまのばれいしょ」「かごしまのユリ」「かごしまのパッションフルーツ」において、それぞれかごしまブランド団体を認定しており、安定した生産・出荷に向けた産地づくりや販路拡大に取り組みました。

イ 熊毛地域では、県単独事業等を活用し、さとうきびの機械化一貫体系の構築に努め、乗用管理機等の整備（11件）や、畜産公共事業等を活用し、飼料畑の造成等（3件）を支援しました。

奄美地域では、農業創出緊急支援事業を活用し、果樹等の営農用ハウスや花き類の平張施設、赤土ばれいしょ収穫機等の整備（14地区）を支援しました。

ウ 奄美地域においては、農林水産物等の島外への移出や移出する農林水産物の原材料等を島内へ移入する場合、本土より高い輸送コストを負担し流通条件が不利であることから、本土産地と同一条件の環境を整えるために、奄美群島振興交付金（離島振興課所管）を活用し、輸送コスト支援を実施しました。

エ 熊毛地域では、地域の特色を生かした営農の確立を支援するため、各種農業農村整備を実施しており、地形条件にあったほ場整備や畑地かんがい施設の整備、また、農道、農業水利施設の効果的な長寿命化対策などを28地区で実施しました。

奄美地域では、安定的な用水の確保を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定を促進するため、大規模畑地かんがい事業を実施しており、県営事業については、43地区で畑地かんがい施設等の整備を進めました。

1 1 農畜産業における新型コロナウイルス感染症の影響と対応について

(1) 県産農畜産物への影響

都市部を中心に新型コロナウイルスの感染者が急増した令和2年3月以降、消費者の外出控えによる外食需要の低下や、各種イベントの自粛などにより、牛肉、花き、茶をはじめとする農畜産物の需要や価格が低下するなどの影響が見られたものの、国の支援策等を活用した需要喚起対策などに取り組み、現在は回復傾向にあります。

主な品目のうち、牛肉の価格については、令和4年5月は2,375円/kgとなり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年同月比-2.8%となっています。

茶については、令和4年産一番茶の平均単価が2,004円/kgとなり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年同期比+7.5%となっています。

花きについては、輪ギクの平均単価が令和4年5月は84円/本となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年同月比+23.5%となっています。

【主な品目への影響】

品目名	令和4年	令和元年	令和4年	令和元年	令和4年	令和元年
	4月 (円/kg,本)	同月(期)比 (%)	5月 (円/kg,本)	同月(期)比 (%)	6月 (円/kg,本)	同月(期)比 (%)
牛肉(枝肉)	2,474	+0.2	2,375	▲2.8	2,389	▲1.4
茶						
1番茶	2,004	+7.5				
2番茶	832	+25.7				
花き(輪ギク)	68	+38.8	84	+23.5	44	▲6.4
野菜	260	+14.8	259	+28.8	246	+14.8

※出典 牛肉：農林水産省「畜産物流通統計」(食肉中央卸売市場 和牛去勢 A-4 (税込))

茶：鹿児島県茶市場実績(一番茶は5月、二番茶は7月時点実績)

花き：東京都中央卸売市場大田市場

野菜：農林水産省「青果物卸売市場調査」

(2) 県の取組

ア 経営支援対策

各地域振興局・支庁に窓口を設置し、経営計画見直し・資金繰りなどの経営相談や、国の経営継続補助金の実績報告支援、高収益作物次期作支援交付金の相談対応などを行いました。(令和3年度末までの相談件数：約2,300件)。

イ 需要喚起対策

収入減等の影響を受けた花き・ジビエなどの需要喚起や、インフルエンサーによる産地ツアー動画配信等による県産農畜産物の魅力発信、対面販売の機会が減少した6次産業化事業者に対する新たな販売方法の支援等の取組を行いました。



駅・空港や商業施設等における花きの展示



グランピング施設等や飲食店におけるジビエフェアの開催



駅・空港における6次化じはんきの設置

ウ 労働力確保対策

代替人材の確保に向けた農業法人等の相談対応や農業インターンシップを通じた就農・就業を目指す人材の確保、労働力不足の解消に向けたスマート農業の実証等に取り組みました。

【ポストコロナを前提とした急激な社会変革に対応した新たなかごしま農業を構築する先進的な取組の支援】

<取組例>

- ・ 急須を用いず、高品質で誰でも手軽においしく飲めるフリーズドライ緑茶の商品化
- ・ 春野菜を東北地方でPRする「鹿児島フェア」の開催
- ・ 農業と福祉関係者が参画した「大隅半島ノウフクコンソーシアム」による農福連携の推進
- ・ 鹿児島県産生乳を活用した乳製品の製造拡大



フリーズドライ緑茶



東北における「鹿児島フェア」



県産生乳を活用した新たな乳製品



ノウフクコンソーシアムの設立

[參考資料]
主要指標統計資料

1 農業の概要

(1) 農業の基本指標

項目		H22年	H27年	R2年	増減率(%) 差(ポイント)
1	総世帯数	戸 729,386	724,690	727,135	0.3
	総農家数	78,102	63,943	48,360	▲ 24.4
	農家率	% 10.7	8.8	6.7	▲ 2.2
2	総人口	人 1,706,242	1,648,177	1,589,206	▲ 3.6
	農家人口 ^(注2)	人 128,006	97,001	68,469	▲ 29.4
	農家人口率	% 7.5	5.9	4.3	▲ 1.6
項目		H22年	H27年	R元年	増減率(%)
3	総生産 ^(注1)	億円 51,769	53,885	57,729	7.1
	第1次産業	1,968	2,459	2,635	7.2
	うち農業	1,637	1,823	1,970	8.1
	第2次産業	9,970	10,711	11,911	11.2
	うち製造業	7,146	6,977	7,015	0.5
	第3次産業	41,934	40,336	42,797	6.1
項目		H22年	H27年	R2年	増減率(%)
4	総農家数	戸 78,102	63,943	48,360	▲ 24.4
	販売農家 ^(注4)	45,855	37,536	28,276	▲ 24.7
	主業農家 ^(注4)	13,180	11,383	8,781	▲ 33.4
	準主業農家 ^(注4)	7,536	5,454	2,939	▲ 61.0
	副業的農家 ^(注4)	25,139	20,699	16,556	▲ 34.1
5	農家人口 ^(注2)	人 128,006	97,001	68,469	▲ 24.2
6	基幹的農業従事者数 ^(注2・4)	人 64,137	52,518	37,580	▲ 41.4
	男	36,756	30,755	23,133	▲ 37.1
	女	27,381	21,763	14,447	▲ 47.2
年齢別構成比					対27年差 (ポイント)
	15~29歳	% 1.7	1.4	1.2	▲ 0.2
	30~39歳	3.2	3.5	4.0	0.5
	40~49歳	7.0	6.0	6.3	0.3
	50~59歳	15.8	14.0	12.0	▲ 2.0
	60歳以上	72.3	75.1	76.5	1.4
	平均年齢	歳 65.7	66.6	66.8	0.9

項目		H22年	H27年	R2年	増減率(%) 差(歳)
7	認定農業者数	戸 8,950	8,413	7,866	▲ 6.5
	平均年齢 ^(注3)	歳 53.6	55.8	57.9	3.8
項目		H22年	H27年	R3年	増減率(%)
8	新規就農者数	人 320	291	218	▲ 25.1
後継者等	高等学校	63	51	46	▲ 9.8
	研修施設	20	24	13	▲ 45.8
	Uターン	164	123	108	▲ 12.2
	大学等	9	7	6	▲ 14.3
	新規参入者	64	86	45	▲ 47.7
項目		H22年	H27年	R2年	増減率(%)
9	農業経営体数	経営体 47,382	39,222	29,717	▲ 24.2
経営耕地面積規模別経営体数構成比					対27年差 (ポイント)
	0.5ha未満	% 20.7	19.8	21.3	1.5
	0.5~1.5ha	45.4	42.7	39.6	▲ 3.1
	1.5~2.0ha	8.8	8.7	8.8	0.1
	2.0ha以上	23.4	26.7	30.3	3.6
項目		H22年	H27年	R元年	増減率(%)
10	農地流動化面積	ha 4,156	6,833	5,141	▲ 24.8
	所有権移転	873	1,043	945	▲ 9.4
	賃借権等設定移転	3,283	5,790	4,196	▲ 27.5
項目		H22年	H27年	R3年	増減率(%)
11	耕地面積	ha 123,100	120,800	112,900	▲ 6.5
	田	39,400	38,700	35,200	▲ 9.0
	畑	83,600	82,100	77,600	▲ 5.5
	うち普通畑	67,000	65,100	62,100	▲ 4.6
	うち樹園地	14,200	13,700	12,500	▲ 8.8
	うち牧草地	2,410	3,230	2,990	▲ 7.4
項目		H22年	H27年	R2年	対22年差 (ポイント)
12	耕地利用率	% 96.6	93.0	92.2	▲ 0.8

(注1) 総生産については、93SNAにより算出。

(注2) 農家人口、農業就業人口、基幹的農業従事者は販売農家のみ。

(注3) 平均年齢は個人の認定農業者のみ。(法人を除く)

(注4) R2年は個人経営体

(資料)

※1, 2: 「国勢調査」「農林業センサス」※7, 8: 経営技術課調べ

※3: 「県民経済計算」

※10: 「農地の権利移動・借貸等調査」農水省

※4, 5, 6, 9: 「農林業センサス」

※11, 12: 「耕地及び作付面積統計」

(2) - 1 全国における本県農業の地位（農家数・農家人口）

区 分	年次	本 県	全 国	全国に占める割合	全国における地位	九州における地位	
総 農 家 数	H 7	110,907 戸	3,443,550 戸	3.2 %	6 位	1 位	
	H12	98,211	3,120,215	3.1	6	1	
	H17	88,904	2,837,963	3.1	7	1	
	H22	78,102	2,527,948	3.1	7	1	
	H27	63,943	2,155,082	3.0	9	1	
	R 2	48,360	1,746,990	2.8	1 2	1	
販 売 農 家	H 7	76,320 戸	2,651,403 戸	2.9 %	10 位	1 位	
	H12	65,494	2,336,908	2.8	10	1	
	H17	54,332	1,952,924	2.8	12	2	
	H22	45,855	1,631,206	2.8	12	2	
	H27	37,536	1,329,591	2.8	12	2	
	R 2	28,199	1,027,782	2.7	1 2	2	
専 兼 業 別	専 業 農 家	H 7	28,125 戸	427,584 戸	6.6 %	2 位	1 位
		H12	26,815	426,355	6.3	2	1
		H17	26,209	441,756	5.9	2	1
		H22	25,292	451,427	5.6	2	1
		H27	21,514	442,805	4.9	2	1
	R 2	—	—	—	—	—	
	兼 業 農 家	H 7	48,195 戸	2,223,819 戸	2.2 %	21 位	3 位
		H12	38,679	1,910,553	2.0	22	3
		H17	28,123	1,511,159	1.9	24	3
		H22	20,563	1,179,779	1.7	24	3
H27		16,022	886,786	1.8	22	3	
R 2	—	—	—	—	—		
農 家 人 口	H 7	244,555 人	12,037,255 人	2.0 %	23 位	3 位	
	H12	292,722	13,458,177	2.2	23	3	
	H17	161,187	8,325,044	1.9	23	3	
	H22	128,006	6,503,219	2.0	22	3	
	H27	97,001	4,880,368	2.0	21	3	
	R 2	68,469	3,489,376	2.0	2 1	3	
基 幹 的 農 業 従 事 者 数	H 7	89,213 人	2,560,032 人	3.5 %	8 位	2 位	
	H12	82,280	2,399,579	3.4	8	2	
	H17	72,710	2,240,672	3.2	10	2	
	H22	64,137	2,051,437	3.1	11	2	
	H27	52,518	1,753,764	3.0	12	2	
	R 2	37,580	1,362,914	2.8	1 6	3	

※資料：農林水産省「農林業センサス」

※農家人口と基幹的農業従事者数は、H27までは販売農家のみ、R2個人経営体のみ。

(2) - 2 全国における本県農業の地位（個人経営体における主副業経営体数）

区分		年次	本県	全国	全国に占める割合	全国における地位	九州における地位
個人 経営 体	主業農家	R 2	8,781 経営体	230,844 経営体	3.8 %	6 位	2 位
	準主業農家	R 2	2,939	142,528	2.1	19	3
	副業的農家	R 2	16,556	663,859	2.5	16	3

※資料：農林水産省「農林業センサス」

※2020農林業センサスから、販売農家における主副業農家数の内訳は示されていない。

【参考】販売農家における主副業農家戸数

区分		年次	本県	全国	全国に占める割合	全国における地位	九州における地位
販売 農家	主業農家	H 7	28,207 戸	677,531 戸	4.2 %	5 位	2 位
		H12	19,866	500,484	4.0	6	2
		H17	15,658	428,514	3.7	6	2
		H22	13,180	359,720	3.7	6	2
		H27	11,383	293,928	3.9	6	2
	準主業農家	H 7	15,638 戸	694,564 戸	2.3 %	18 位	3 位
		H12	12,242	599,449	2.0	20	3
		H17	7,998	440,737	1.8	21	3
		H22	7,536	388,883	1.9	20	3
		H27	5,454	257,041	2.1	19	3
	副業的農家	H 7	32,475 戸	1,279,308 戸	2.5 %	17 位	2 位
		H12	33,386	1,236,975	2.7	15	2
		H17	30,676	1,083,673	2.8	11	2
		H22	25,139	882,603	2.8	10	1
		H27	20,699	778,622	2.7	13	1

(2) - 3 全国における本県農業の地位（耕地面積・農業産出額）

区 分	本 県	全 国	全国に占める割合	全国における地位	九州における地位	資 料
耕地面積	112,900 ha	4,349,000 ha	2.6 %	12位	1位	農林水産省 「令和3年耕地及び作付面積統計」
田	35,200	2,366,000	1.5 %	28位	5位	
畑	77,600	1,983,000	3.9 %	2位	1位	
普通畑	62,100	1,126,000	5.5 %	2位	1位	
樹園地	12,500	263,200	4.7 %	7位	2位	
牧草地	2,990	593,400	0.5 %	10位	2位	
畑地率	68.7 %	45.6 %	-	6位	1位	
1経営体当たり 経営耕地面積	2.4 ha	3.1 ha	77.4 %	14位	2位	農林水産省 「2020年農林業センサス」
農業産出額 (R2)	4,772 億円	89,557 億円	5.3 %	2位	1位	農林水産省 「令和2年農業 総産出額及び生 産農業所得」
生産農業所得 (R2)	1,415 億円	33,621 億円	4.2 %	4位	2位	
生産農業所得率 (R2)	29.7 %	37.5 %	-	47位	7位	

※生産農業所得率：農業産出額に占める生産農業所得の割合。

(参考1)

区 分	本 県	全 国	本県/全国	全国における地位	九州における地位	資 料
1経営体当たり 生産農業所得 ^(注1) (R2)	4,762 千円	3,126 千円	152.3 %	4位	2位	「令和2年農業総 産出額及び生産農 業所得」 「2020農林業セン サス」 「令和2年耕地及 び作付面積統計」
耕地10a当たり 生産農業所得 ^(注2) (R2)	123 千円	77 千円	159.7 %	12位	4位	

(注1) 「1経営体当たり生産農業所得」は「生産農業所得」÷「農業経営体数」により推計した。

※県別の農業経営体数はセンサスでしか把握できないため、R元は直近である2020年センサスデータを使用

(注2) 「耕地10a当たり生産農業所得」は「生産農業所得」÷「耕地面積」により推計した。

(参考2)

区 分	全 国 (令和元年)	九 州 (令和元年)	九州/全国 (令和元年)	【参考】本県 (平成26年)	
1経営体当たり農業所得	1,175 千円	1,711 千円	146 %	1,618 千円	
生産性	農業固定資産千円当たり	408 円	404 円	99 %	494 円
	経営耕地面積10a当たり	61 円	99 円	162 %	494 円

※資料：農林水産省「第68次九州農林水産統計年報」

※平成27年以降九州各県の合計のみ公表。

※1経営体当たり総所得・自営農業労働1時間当りは、第66次で集計終了。

(2) - 4 全国における本県農業の地位（主要指標の上位5都道府県）

区分・全国順位		1	2	3	4	5	参 考		
総農家数 (R2)	戸	長野 89,786	茨城 71,761	兵庫 67,124	福島 62,584	新潟 62,556	鹿児島 48,360	12位	全国 1,746,990
個人経営体数	経営体	茨城 44,009	新潟 41,955	福島 41,560	長野 41,419	兵庫 37,120	鹿児島 28,276	12位	全国 1,037,231
主業農業 経営体数	経営体	北海道 21,910	青森 11,604	熊本 10,812	茨城 9,654	千葉 9,114	鹿児島 8,781	6位	全国 230,844
準主業農業 経営体数	経営体	新潟 8,802	福島 7,366	岩手 5,956	長野 5,664	兵庫 5,241	鹿児島 2,939	19位	全国 142,528
副業的農業 経営体数	経営体	茨城 29,546	兵庫 28,140	長野 27,209	福島 26,874	新潟 26,023	鹿児島 16,556	16位	全国 663,859
農家人口 (R2)	人	新潟 155,703	福島 154,808	茨城 154,343	長野 137,535	兵庫 123,198	鹿児島 68,469	21位	全国 3,489,376
基幹的農業従事者 (R2)	人	北海道 70,643	茨城 57,496	長野 55,516	熊本 51,827	福島 51,475	鹿児島 37,580	16位	全国 1,362,914
1経営体当たり 経営耕地面積 (R2)	ha	北海道 30.2	秋田・富山 4.0	青森・宮城・山形 (4位) 3.5	新潟・石川 (7位) 3.2	岩手・福井 (9位) 3.1	鹿児島 2.4	14位	全国 3.1

※資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

※農家人口は販売農家のみ、基幹的農業従事者は個人経営体のみ。

区分・全国順位		1	2	3	4	5	参 考		
耕地面積 (R3)	ha	北海道 1,143,000	新潟 168,200	茨城 162,300	青森 149,600	岩手 149,300	鹿児島 112,900	12位	全国 4,349,000
田	ha	北海道 222,000	新潟 149,400	秋田 128,400	宮城 103,400	福島 97,100	鹿児島 35,200	28位	全国 2,366,000
畑	ha	北海道 920,700	鹿児島 77,600	青森 70,400	茨城 67,000	岩手 55,400			全国 1,983,000
畑地率	%	沖縄 97.6	東京 96.5	北海道 80.6	神奈川 80.6	和歌山 70.7	鹿児島 68.8	6位	全国 45.6

※資料：農林水産省「令和3年耕地及び作付面積統計」

区分・全国順位		1	2	3	4	5	参 考		
農業産出額 (R2)	億円	北海道 12,667	鹿児島 4,772	茨城 4,417	千葉 3,853	熊本 3,407			全国 89,557
生産農業所得 (R2)	億円	北海道 4,985	茨城 1,606	熊本 1,495	鹿児島 1,415	千葉 1,293			全国 33,621
生産農業所得率 (R2)	%	佐賀 51.5	福岡 46.6	熊本 43.9	大分 43.7	東京 41.9	鹿児島 29.7	47位	全国 37.5

※資料：農林水産省「令和2年農業総産出額及び生産農業所得」

(3) - 1 全国における本県主要品目の地位

作物名	本 県		全 国		全国に占める割合	全国における地位	九州における地位	資 料
		対前年比増減(%)		対前年比増減(%)				
水 稲	89,100 t	0.7	7,563,000 t	▲ 2.6	1.2 %	29 位	5 位	令和3年産作物統計
さつまいも	190,600 t	▲ 31.4	671,900 t	▲ 15.6	28.4 %	1 位	1 位	〃
茶（荒茶）	<u>26,500</u> t	<u>10.9</u>	<u>70,700</u> t	<u>1.3</u>	<u>37.5</u> %	2 位	1 位	〃
葉 た ば こ	927 t	16.2	14,237 t	3.5	6.5 %	7 位	4 位	葉たばこ生産振興対策資料 令和3年産
だ い こ ん	86,300 t	▲ 8.1	1,254,000 t	▲ 3.5	6.9 %	4 位	1 位	令和2年産作物統計
に ん じ ん	19,600 t	1.6	585,900 t	▲ 1.5	3.3 %	8 位	2 位	〃
ば れ い し ょ	85,400 t	▲ 10.1	2,205,000 t	▲ 8.1	3.9 %	2 位	1 位	〃
さ と い も	7,560 t	▲ 5.3	139,500 t	▲ 0.6	5.4 %	5 位	2 位	〃
か ぼ ち ゃ	7,500 t	▲ 7.3	186,600 t	0.5	4.0 %	2 位	1 位	〃
ピ ー マ ン	11,800 t	▲ 8.5	143,100 t	▲ 1.8	8.2 %	4 位	2 位	〃
さ や い ん げ ん	2,370 t	0.4	38,900 t	1.6	6.1 %	4 位	1 位	〃
さ や え ん ど う	4,450 t	▲ 8.2	19,500 t	▲ 2.5	22.8 %	1 位	1 位	〃
そ ら ま め	3,530 t	2.6	15,300 t	8.5	23.1 %	1 位	1 位	〃
オ ク ラ	<u>5,210</u> t	<u>7.3</u>	<u>12,000</u> t	<u>2.9</u>	<u>43.4</u> %	1 位	1 位	令和元年産地域特産野菜生産状況調査
み か ん	10,100 t	▲ 5.6	765,800 t	2.6	1.3 %	16 位	6 位	令和2年産作物統計
び わ	240 t	▲ 5.9	2,650 t	▲ 22.7	9.1 %	3 位	2 位	〃
す も も	36 t	▲ 64.4	16,500 t	▲ 8.8	0.2 %	26 位	6 位	〃
マ ン ゴ ー	<u>404</u> t	<u>6.1</u>	<u>3,519</u> t	<u>1.9</u>	<u>11.5</u> %	3 位	2 位	令和元年産特産果樹生産動態等調査
切り花類	138,600 千本	▲ 12.2	3,252,000 千本	▲ 6.6	4.3 %	6 位	2 位	令和2年産作物統計
き く	66,700 千本	▲ 16.5	1,300,000 千本	▲ 7.9	5.1 %	4 位	2 位	〃
ゆ り	6,400 千本	▲ 15.1	115,500 千本	▲ 6.9	5.5 %	5 位	1 位	〃
切り葉	15,200 千本	▲ 8.4	91,900 千本	▲ 24.5	16.5 %	3 位	1 位	〃
球 根 類	16,500 千球	▲ 1.2	73,700 千球	▲ 5.9	22.4 %	1 位	1 位	〃
鉢 も の 類	3,000 千鉢	▲ 6.3	191,000 千鉢	▲ 6.8	1.6 %	14 位	3 位	〃
肉 用 牛	351,100 頭	3.8	2,605,000 頭	4.1	13.5 %	2 位	1 位	令和3年畜産統計
黒毛和種	334,300 頭	3.4	1,772,000 頭	2.1	18.9 %	1 位	1 位	〃
乳 用 牛	13,500 頭	▲ 5.6	1,356,000 頭	1.8	1.0 %	14 位	3 位	〃
豚	1,234,000 頭	▲ 3.0	9,290,000 頭	1.1	13.3 %	1 位	1 位	〃
採 卵 鶏	12,233 千羽	14.2	183,373 千羽	0.8	6.7 %	2 位	1 位	〃
ブロイラー	27,085 千羽	1.3	139,658 千羽	0.6	19.4 %	2 位	2 位	〃

※注：荒茶の全国生産量は、主産県の合計。対前年比増減は、昨年度主産県の合計との比較。

※注：収穫量（花きは出荷量）及び飼養頭羽数による比較

※注：茶の全国生産量は主産県合計

(3) - 2 全国における本県主要品目の地位（主要品目の上位5都道府県）

区分・全国順位	1	2	3	4	5	備 考
さつまいも	鹿児島 214,700t	茨 城 182,000t	千 葉 90,200t	宮 崎 69,100t	徳 島 27,100t	R2年産
茶（荒茶）	静 岡 29,700t	鹿児島 26,500t	三 重 5,360t	宮 崎 3,050t	京 都 2,450t	R3年産
だいこん	千 葉 148,100t	北海道 147,200t	青 森 115,700t	鹿児島 86,300t	神奈川 73,600t	R2年産
ばれいしょ	北海道 1,733,000t	鹿児島 85,400t	長崎 84,600t	茨 城 42,100t	千 葉 28,100t	"
かぼちゃ	北海道 92,300t	鹿児島 7,500t	長 野 6,520t	茨 城 6,510t	長 崎 5,310t	"
ピーマン	茨 城 32,500t	宮 崎 26,800t	高 知 13,000t	鹿児島 11,800t	岩 手 8,230t	"
さやいんげん	千 葉 6,030t	北海道 5,050t	福 島 3,230t	鹿児島 2,370t	沖 縄 2,070t	"
さやえんどう	鹿児島 4,550t	愛 知 1,220t	福 島 1,100t	和歌山 787t	広 島 663t	"
そらまめ	鹿児島 3,530t	千 葉 2,540t	茨 城 1,350t	愛 媛 859t	新 潟 535t	"
オクラ	鹿児島 4,857t	高 知 1,882t	沖 縄 1,314t	熊 本 776t	福 岡 526t	H30年産
び わ	長 崎 654t	千 葉 494t	鹿児島 240t	香 川 216t	兵 庫 165t	R2年産
マンゴー	沖 縄 1,782t	宮 崎 1,165t	鹿児島 380t	熊 本 66t	高 知 27t	H30年産
き く	愛 知 440,700千本	沖 縄 234,800千本	福 岡 80,100千本	鹿児島 66,700千本	長 崎 49,900千本	R2年産
肉 用 牛	北海道 536,200頭	鹿児島 351,100頭	宮 崎 250,000頭	熊 本 134,700頭	岩 手 91,000頭	R3年
黒 毛 和 種	鹿児島 334,300頭	宮 崎 217,300頭	北海道 192,200頭	熊 本 88,300頭	沖 縄 80,500頭	"
豚	鹿児島 1,234,000頭	宮 崎 796,900頭	北海道 724,900頭	群 馬 643,500頭	千 葉 614,700頭	"
採 卵 鶏	茨 城 18,005千羽	鹿児島 12,233千羽	千 葉 11,672千羽	広 島 10,045千羽	岡 山 9,767千羽	"
ブロイラー	宮 崎 28,012千羽	鹿児島 27,085千羽	岩 手 22,600千羽	青 森 7,087千羽	北海道 5,087千羽	"